



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

規 則

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に
関する条例施行規則の一部を改正す
る規則(第5号) 2056
- ◇アナログ規制の見直しに伴う関係条
例の整備に関する条例の一部の施行
期日を定める規則(第6号) 2056
- ◇川崎市市民館条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則(第7
号) 2057
- ◇川崎市立図書館設置条例の一部を改
正する条例の施行期日を定める規則
(第8号) 2057
- ◇財政事情の閲覧の請求及びその方法
に関する規則の一部を改正する規則
(第9号) 2057
- ◇川崎市火災予防規則の一部を改正す
る規則(第10号) 2057
- ◇危険物の規制に関する細則の一部を
改正する規則(第11号) 2057
- 告 示**
- ◇道路区域の変更(第91号) 2058
- ◇自転車等の撤去と保管(第92号) 2058
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定(第93号) 2058
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
指定(第94号) 2061
- ◇生活保護法等による指定施術機関の
指定(第95号) 2061
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
廃止(第96号) 2061
- ◇生活保護法等による指定医療機関の
変更(第97号) 2061
- ◇生活保護法等による指定施術機関の
変更(第98号) 2061
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
指定(第99号) 2061
- ◇生活保護法等による指定介護機関の
廃止(第100号) 2061
- ◇生活保護法等による指定介護機関の

変更(第101号) 2061

- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除(第10
2号) 2062
- ◇介護保険法等によるサービス事業所
等の廃止等(第103号) 2064
- ◇介護保険法等によるサービス事業所
等の廃止等(第104号) 2064
- ◇介護保険法によるサービス事業者等
の指定等(第105号) 2064
- ◇入札占用計画の認定(第106号) 2065
- ◇入札占用計画の認定(第107号) 2065
- ◇入札占用計画の認定(第108号) 2065
- ◇道路区域の変更(第109号) 2065
- ◇自転車等の撤去と保管(第110号) 2065
- ◇港湾施設の名称、位置、規模等(第
111号) 2066

税 告 示

- ◇固定資産税に関する土地価格等縦覧
帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
(第1号) 2067

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第682号) 2067
- ◇都市計画公聴会の開催(第683号) 2069
- ◇開発行為に関する工事の完了(第68
4号) 2070
- ◇開発行為に関する工事の完了(第68
5号) 2070
- ◇一般競争入札の執行(第686号) 2070
- ◇一般競争入札の執行(第687号) 2072
- ◇公募型プロポーザルの実施(第688号
) 2074
- ◇一般競争入札の執行(第689号) 2075
- ◇公募型プロポーザルの実施(第690号
) 2087
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
の届出(第691号) 2088
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更
の届出(第692号) 2089
- ◇開発行為に関する工事の完了(第69

3号)……………	2089	◇差押調書(謄本)の公示送達(第32号)……………	2144
◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第694号)……………	2090	◇督促状の公示送達(第33号)……………	2144
◇開発行為に関する工事の完了(第695号)……………	2090	◇差押調書(謄本)の公示送達(第34号)……………	2144
◇一般競争入札の執行(第696号)……………	2090	◇差押調書(謄本)の公示送達(第35号)……………	2144
◇一般競争入札の執行(第697号)……………	2092	◇差押調書(謄本)の公示送達(第36号)……………	2144
◇条例環境影響評価書の公告(第698号)……………	2093	◇差押調書(謄本)の公示送達(第37号)……………	2145
◇一般競争入札の執行(第699号)……………	2094	◇差押調書(謄本)の公示送達(第38号)……………	2145
◇一般競争入札の執行(第700号)……………	2096	◇差押調書(謄本)の公示送達(第39号)……………	2145
◇一般競争入札の執行(第701号)……………	2097	◇納税通知書の公示送達(第40号)……………	2145
◇一般競争入札の執行(第702号)……………	2099	◇税額変更(決定)通知書の公示送達(第41号)……………	2145
◇一般競争入札の執行(第703号)……………	2101	◇差押書の公示送達(第42号)……………	2146
◇一般競争入札の執行(第704号)……………	2102	◇交付要求通知書の公示送達(第43号)……………	2146
◇一般競争入札の執行(第705号)……………	2104		
◇一般競争入札の執行(第706号)……………	2105	上下水道局規程	
◇一般競争入札の執行(第707号)……………	2107	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(第4号)……………	2146
◇一般競争入札の執行(第708号)……………	2108	◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程(第5号)……………	2147
◇川崎市都市計画地区計画の案の縦覧(第709号)……………	2110	◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第6号)……………	2147
◇一般競争入札の執行(第710号)……………	2110	◇川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程(第7号)……………	2148
◇一般競争入札の執行(第711号)……………	2112	◇川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程(第8号)……………	2148
◇一般競争入札の執行(第712号)……………	2114	◇川崎市上下水道局工事用材料検査規程の一部を改正する規程(第9号)……………	2148
◇一般競争入札の執行(第713号)……………	2115	◇川崎市上下水道局委託業務検査規程の一部を改正する規程(第10号)……………	2148
◇一般競争入札の執行(第714号)……………	2117	◇川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程(第11号)……………	2148
◇公募型プロポーザルの実施(第715号)……………	2119	◇川崎市上下水道局物品受入検査規程の一部を改正する規程(第12号)……………	2148
◇一般競争入札の執行(第716号)……………	2121		
◇一般競争入札の執行(第717号)……………	2122	上下水道局告示	
◇一般競争入札の執行(第718号)……………	2124	◇川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し(第16号)……………	2149
◇一般競争入札の執行(第719号)……………	2125		
◇一般競争入札の執行(第720号)……………	2127	上下水道局公告	
◇一般競争入札の執行(第721号)……………	2129	◇一般競争入札の執行(第21号)……………	2149
◇開発行為に関する工事の完了(第722号)……………	2139	◇一般競争入札の執行(第22号)……………	2150
◇一般競争入札の執行(第723号)……………	2139		
◇開発行為に関する工事の完了(第724号)……………	2140		
◇公募型プロポーザルの実施(第725号)……………	2141		
◇登戸土地区画整理事業の事業計画の変更(第726号)……………	2143		
税公告			
◇差押調書(謄本)の公示送達(第30号)……………	2143		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第31号)……………	2144		

交通局規程	第10号) ……………	2168
◇川崎市交通局企業職員給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第1号) ……………	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第11号) ……………	2168
交通局公告	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(幸区第12号) ……………	2168
◇一般競争入札の執行(第38号) ……………	◇国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書の公示送達(幸区第13号) ……………	2168
◇一般競争入札の執行(第39号) ……………	◇国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書の公示送達(幸区第14号) ……………	2169
病院局公告	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(中原区第8号) ……………	2169
◇一般競争入札の執行(第14号) ……………	◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(中原区第9号) ……………	2169
◇一般競争入札の執行(第15号) ……………	◇住民票の職権消除(高津区第22号) ……………	2169
川崎市人権オンブズパーソン告示	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第23号) ……………	2169
◇市の機関に対する勧告の公表(第3号) ……………	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第24号) ……………	2169
教育委員会告示	◇差押調書の公示送達(高津区第25号) ……………	2170
◇教育委員会定例会の招集(第3号) ……………	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(宮前区第11号) ……………	2170
選挙管理委員会告示	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第7号) ……………	2170
◇各種請求及び委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数(第2号) ……………	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(多摩区第8号) ……………	2170
農業委員会告示	◇住民票の職権消除(麻生区第12号) ……………	2170
◇川崎市農業委員会総会の招集(第3号) ……………	◇印鑑登録の抹消(麻生区第13号) ……………	2170
農業委員会訓令	◇国民健康保険料に係る還付通知書の公示送達(麻生区第14号) ……………	2171
◇川崎市農業委員会規程の一部を改正する規程(第1号) ……………	◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第15号) ……………	2171
◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第2号) ……………	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第16号) ……………	2171
◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第3号) ……………	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第17号) ……………	2171
職員共済組合規程	◇後期高齢者医療保険料に係る納入通知書の公示送達(麻生区第18号) ……………	2171
◇川崎市職員共済組合事務局管理規程の一部を改正する規程(第1号) ……………	区選挙管理委員会告示	
区公告	◇川崎市川崎区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程(川崎区第2号) ……………	2171
◇国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第21号) ……………	◇川崎市幸区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程(幸区第2号) ……………	2172
◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第22号) ……………	◇川崎市中原区選挙管理委員会規程の一部を改正する規程(中原区第2号) ……………	
◇介護保険料に係る過誤納金還付通知書の公示送達(川崎区第23号) ……………		
◇介護保険料に係る過誤納金充当通知書の公示送達(川崎区第24号) ……………		
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第25号) ……………		
◇国民健康保険料に係る納入通知書の公示送達(川崎区第26号) ……………		
◇差押調書(謄本)の公示送達(幸区		

）	2172
◇川崎市高津区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（高津区第2号	
）	2172
◇川崎市宮前区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（宮前区第2号	
）	2172
◇川崎市多摩区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（多摩区第2号	
）	2173
◇川崎市麻生区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（麻生区第2号	
）	2173
辞 令	
◇3月1日付け	2173
◇3月13日付け	2174

規 則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第5号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第44条第6号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第12第2項の表以外の部分中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項の表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき個」を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「3,000」を「800」に改め、同表備考第7項第3号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第3号様式（付表10）中

「
大腸菌群数
(個/cm³)
」

を

「
大腸菌数
(cfu/ml)
」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月3日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第6号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整

備に関する条例の一部の施行期日を定める
規則

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に規定
する規定の施行期日は、令和7年3月15日とする。

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則をここに公布する。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第7号

川崎市市民館条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

川崎市市民館条例の一部を改正する条例(令和5年川
崎市条例第55号)の施行期日は、令和7年4月1日とす
る。

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第8号

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例(令和
5年川崎市条例第56号)の施行期日は、令和7年4月1
日とする。

財政事情の閲覧の請求及びその方法に関する規則の一
部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第9号

財政事情の閲覧の請求及びその方法に関す
る規則の一部を改正する規則

財政事情の閲覧の請求及びその方法に関する規則(昭
和24年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに川崎市区役所及び支所」を削る。

第3条中「別記様式による財政事情閲覧請求者受付簿
に所要の事項を記入しなければ」を「その旨を庶務課の
職員に申し出なければ」に改める。

第4条中「破損加筆等」を「破損等」に改める。

第6条及び別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に

公表する財政事情について適用し、同日前に公表した
財政事情については、なお従前の例による。

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第10号

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則

川崎市火災予防規則(昭和48年川崎市規則第69号)の
一部を次のように改正する。

第13条の3中「次に掲げる」を「インターネットの本市
のホームページに登載する」に改め、同条各号を削り、
同条に次のただし書を加える。

ただし、事故その他特別の事情によりインターネッ
トの本市のホームページに登載することが困難なとき
その他消防長が必要と認めるときは、次の各号のいず
れかの方法とすることができる。

(1) 川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)

第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示する
方法

(2) 消防局、防火対象物が存する区域を管轄する消防
署及び当該消防署に置かれた消防出張所の掲示場に
掲示する方法

第13条の4第1項中「おいて」の次に「、前条中「イン
ターネットの本市のホームページ」とあるのは「川崎市
公報」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に
行う公示について適用し、同日前に行った公示につい
ては、なお従前の例による。

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第11号

危険物の規制に関する細則の一部を改正す
る規則

危険物の規制に関する細則(昭和41年川崎市規則第66
号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「次に掲げる」を「インターネットの本
市のホームページに登載する」に改め、同項各号を削り、
同項に次のただし書を加える。

ただし、事故その他特別の事情によりインターネッ

トの本市のホームページに登載することが困難なとき
その他市長が必要と認めるときは、次の各号のいずれ
かの方法とすることができる。

- (1) 川崎市公告式条例(昭和25年川崎市条例第28号)
第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示する
方法
- (2) 消防局、法第16条の5第1項に規定する貯蔵所等
が存する区域を管轄する消防署及び当該消防署に置
かれた消防出張所の掲示場に掲示する方法

- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、令和7年3月15日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後に
行う公示について適用し、同日前に行った公示につい
ては、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第91号

道路の区域の変更に係る告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に
基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課に
おいて、令和7年2月28日から令和7年3月14日まで一
般の縦覧に供します。

令和7年2月28日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	平 第23号線	川崎市宮前区平1 丁目724番2先	2.42 ～	105.41	
		川崎市宮前区平1 丁目712番1先	2.73		
新	平 第23号線	川崎市宮前区平1 丁目727番2先	2.42 ～6.20	92.46	告示図 面のと おり
		川崎市宮前区平1 丁目712番1先			
旧	野川柿生 線	川崎市宮前区平1 丁目717番2先	12.00	27.06	
		川崎市宮前区平1 丁目727番2先			
新	野川柿生 線	川崎市宮前区平1 丁目717番2先	14.16 ～	27.06	告示図 面のと おり
		川崎市宮前区平1 丁目727番2先	14.54		

川崎市告示第92号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川

崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、
第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基
づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条
第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の
規定に基づき告示します。

令和7年3月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場
所の名称及び位置
別紙省略
- 2 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
- (1) 引取りの場所
別紙記載の保管場所
- (2) 引取りのできる日時
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時ま
で並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時
まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する
休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (3) 引取りに要する費用
- 自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
- (4) 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を
経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない
ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処
理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第93号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項
の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質に
よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしよう
とするときの届出をしなければならない区域として指定
しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年3月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
川崎市中原区荻宿335番1の一部(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種

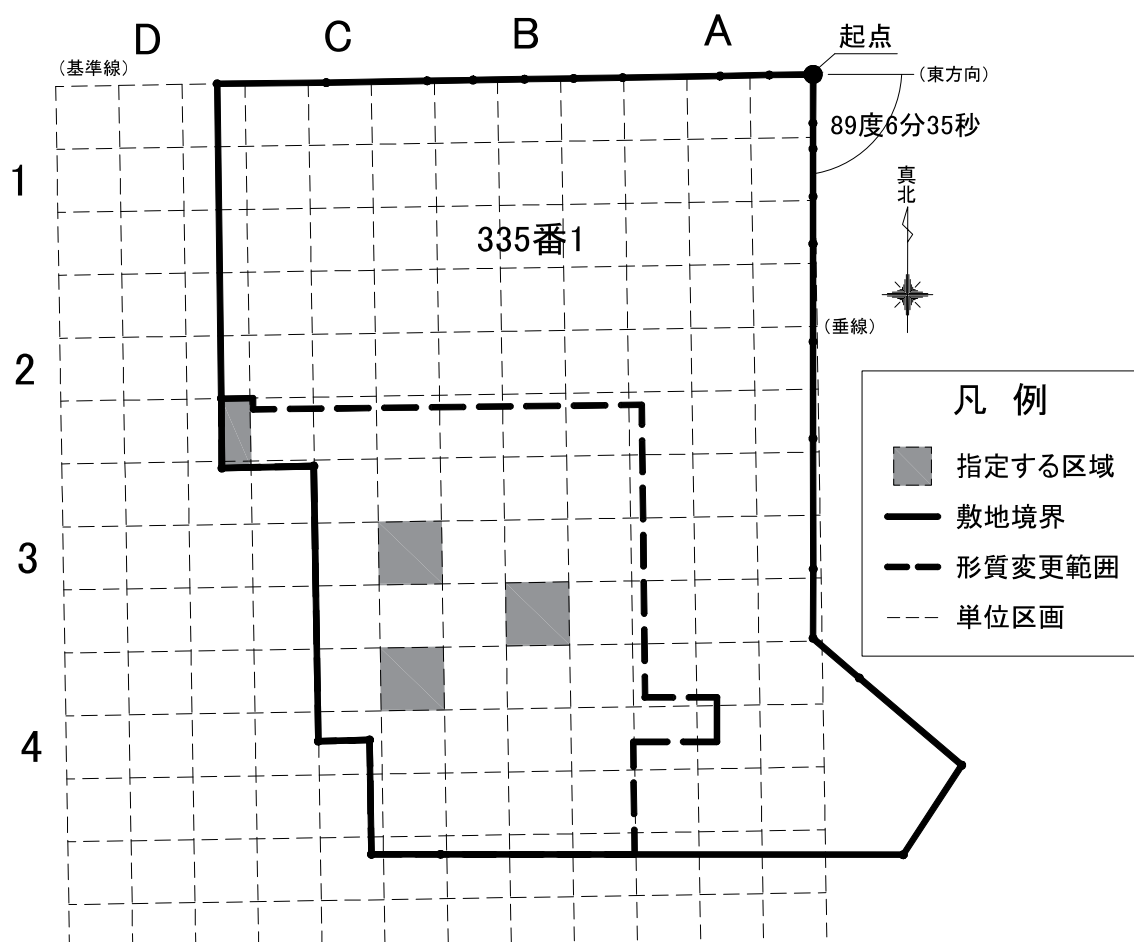
類

シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

4 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当の有無
該当なし



【起点の設定理由】

勘地境界の最北端を起点とした。

【調査対象地の区画設定方法】

起点(勘地境界の北東角)と勘地境界の北西角を結んだ基準線及び起点を交点とする、基準線に下ろした垂線と平行する10m間隔で引いた線により区画を設定した。

その結果、垂線と東方向とのなす角が「89度6分35秒」であった。

別図

川崎市告示第94号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第95号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第96号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第97号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第98号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第99号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第100号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第101号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

令和7年3月5日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第102号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和7年3月6日

川崎市長 福田紀彦

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和6年11月18日付川崎市告示第517号により指定した区域

(川崎市川崎区千鳥町12番の一部)(別図のとおり)

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

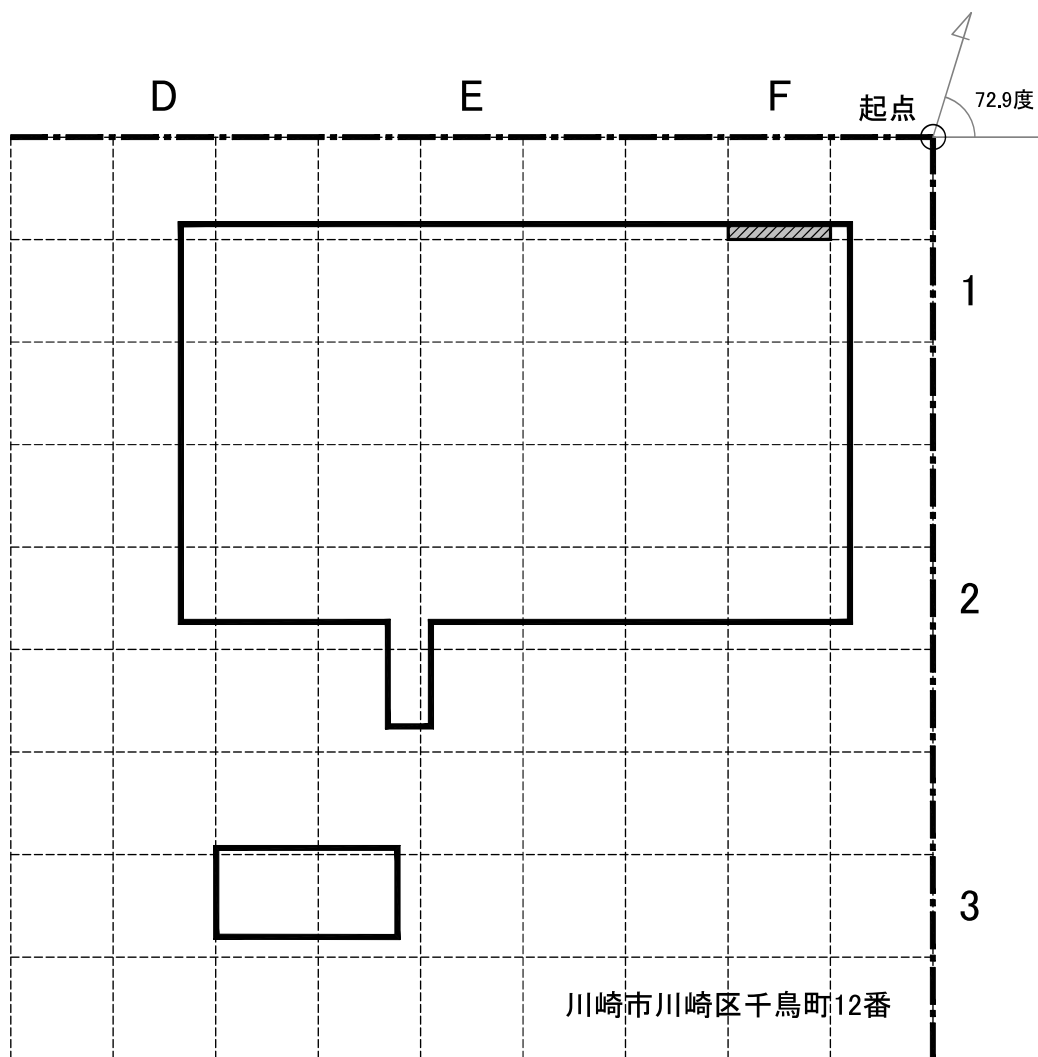
ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

4 講じられた汚染の除去等の措置

掘削除去



凡例



指定を解除する区域



形質変更範囲



単位区画



敷地境界

※ 単位区画の名称は
右図の通りとする

例 ○ : A-1-5

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

起点: 敷地の最北端を起点とする。

格子回転角度: 72.9度

別図

川崎市告示第103号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業

令和6年3月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社ティーズケア	1495000802	メディックライフ京町	川崎市川崎区京町2-24-1 セーラル川崎京町ハライズセーラルアリーナ	地域密着型通所介護

川崎市告示第104号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業

令和7年1月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社我喜大笑	1475004600	夢楽レジデンス	川崎市川崎区浜町3-3-2	通所介護

川崎市告示第105号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施

令和7年3月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社オーエス	1475203418	おーえす・ヘルパーステーション	川崎市中原区今井南町5-33 パレスイトウ102	訪問介護
株式会社シーユーシー・ホスピス	1475203426	介護クラーク武蔵中原	川崎市中原区下小田中 6-7-27	訪問介護
株式会社シーユーシー・ホスピス	1465290341	看護クラーク武蔵中原	川崎市中原区下小田中 6-7-27	訪問看護 介護予防訪問看護

者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

医療法人新光会(社団)	1465490339	みのり訪問看護ステーション 向ヶ丘	川崎市多摩区登戸2692-1 ローブル向ヶ丘遊園 2階3号室	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社トラストライフ	1475004766	福祉用具健楽	川崎市川崎区桜本1-14-2 1F	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
株式会社我喜大笑	1495000927	グループホーム夢楽川崎浜町	川崎市川崎区浜町3-3-2 1階2階3階	認知症対応型共同生活介護
株式会社我喜大笑	1495000919	訪問ステーション夢楽川崎浜町	川崎市川崎区浜町3-3-2 4階	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

川崎市告示第106号

令和7年1月9日付けで公示した高津区北見方一丁目の国道409号予定地(自動車駐車場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和7年3月7日
- 2 認定の有効期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市高津区北見方一丁目288-13 他
- 4 認定計画提出者
ティー・ファイン株式会社

川崎市告示第107号

令和7年1月9日付けで公示した多摩区登戸新町の市道多摩7号線予定地(自転車駐輪場)について、占用入札を実施した結果、次のとおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和7年3月7日
- 2 認定の有効期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市多摩区登戸新町399-1 他
- 4 認定計画提出者
株式会社FIRST SHIP

川崎市告示第108号

令和7年1月9日付けで公示した中原区宮内一丁目の都市計画道路宮内新横浜線予定地(自動車駐車場、自転車駐輪場)について、占用入札を実施した結果、次の

とおり入札占用計画を認定したので、道路法(昭和27年法律第180号)第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 入札占用計画の認定日
令和7年3月7日
- 2 認定の有効期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日
- 3 道路の占用の場所
川崎市中原区宮内一丁目1480-1
- 4 認定計画提出者
宮松エスオーシー株式会社

川崎市告示第109号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和7年3月10日から令和7年3月25日まで一般の縦覧に供します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	千代ヶ丘 第157号線	川崎市麻生区千代 ヶ丘5丁目7番119先	1.82 ～ 6.00	140.32	
		川崎市麻生区千代 ヶ丘5丁目7番11先			
新	千代ヶ丘 第157号線	川崎市麻生区千代 ヶ丘5丁目7番119先	1.82 ～ 6.00	90.83	関係図 面のと おり
		川崎市麻生区千代 ヶ丘5丁目7番11先			

川崎市告示第110号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基

づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

令和7年3月11日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(様式2及び様式3省略)

川崎市告示第111号

川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等(昭和40年川崎市告示第35号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月12日

川崎市長 福田紀彦

別表4護岸の表中

「

名称	位置	施設の概要	延長
千鳥町東護岸	川崎区千鳥町3番地先		431
出来野川護岸	川崎区夜光1丁目1番8地先		133

」

を

「

名称	位置	施設の概要	延長
千鳥町東護岸	川崎区千鳥町3番地先		431
千鳥町北物揚場背後護岸	川崎区千鳥町3番地先		155.5
出来野川護岸	川崎区夜光1丁目1番8地先		133

」

に改める。

別表5係留岸壁及び栈橋の表中

「

名称	位置	施設の概要	延長	幅	水深
東扇島31号岸壁	川崎区東扇島12番2地先京浜運河側		130	22	－7.5
東扇島A号岸壁	川崎区東扇島81番1		60	15	－4.5
東扇島B号岸壁	川崎区東扇島81番1		60	15	－4.5
東扇島C号岸壁	川崎区東扇島81番1		60	15	－4.5
東扇島D号岸壁	川崎区東扇島81番1		60	15	－4.5

」

を

「

名称	位置	施設の概要	延長	幅	水深
東扇島31号岸壁	川崎区東扇島12番2地先京浜運河側		130	22	－7.5

」

に改める。

別表6物揚場の表を次のように改める。

名称	位置	延長	幅	水深
千鳥町ABC物揚場	川崎区千鳥町27番地先塩浜運河側	メートル 331.45	メートル 10	メートル －4.5
千鳥町北西物揚場	川崎区千鳥町1番地及び20番地先塩浜運河及び千鳥運河側	298	10	－4～ －3
夜光物揚場	川崎区夜光3丁目2番地の5地先水江運河側	306.62	14～3	－4
小島新田物揚場	川崎区夜光1丁目1番地の5及び1番地の7	145.6	13	－4.5

別表7小型油そう船けい留施設の表中

「

名称	位置	延長	水深
千鳥町けい留さん橋	川崎区千鳥町3番地先	183	－3

」

を

「

名称	位置	延長	水深
千鳥町けい留さん橋	川崎市千鳥町3番地先	318.55	－3

」

に改める。

別表18事務所附帯施設の表中

「

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナ シャーシー置場	川崎市東扇島92番地	アスコン舗装	12,584

」

を

「

名称	位置	構造	面積
川崎コンテナ シャーシー置場	川崎市東扇島 92番地	アスコン舗装	2,004

」

に改める。

別表22港湾環境整備施設の表中

「

名称	位置	施設の 概要	規模	備考
ちどり公園	川崎市千鳥町9 番地1	休息緑地	36,283平方 メートル	
浮島つり園	川崎市浮島町 500番地先	海づり施設	1,680平方 メートル	
東扇島北公園	川崎市東扇島11 番地1	休息緑地	7,000平方 メートル	

」

を

「

名称	位置	施設の 概要	規模	備考
ちどり公園	川崎市千鳥町9 番地1	休息緑地	36,283平方 メートル	
東扇島北公園	川崎市東扇島11 番地1	休息緑地	7,000平方 メートル	

」

に改める。

税 告 示

川崎市税告示第1号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定に基づき、次により令和7年度分の固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿を市内に所在する土地に対して課

する固定資産税の納税者の縦覧に供し、また、令和7年度分の固定資産税に関する家屋価格等縦覧帳簿を市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供します。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 縦覧の期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

2 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで

3 縦覧の場所

(1) 資産(土地・家屋)の所在する区が川崎市又は幸区の場合

川崎市かわさき市税事務所資産税課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル3階

(2) 資産(土地・家屋)の所在する区が中原区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所こすぎ市税分室資産
税担当

川崎市中原区小杉町3丁目245番地

中原区役所3階

(3) 資産(土地・家屋)の所在する区が高津区又は宮前区の場合

川崎市みぞのくち市税事務所資産税課

川崎市高津区下作延2丁目7番60号

(4) 資産(土地・家屋)の所在する区が多摩区又は麻生区の場合

川崎市しんゆり市税事務所資産税課

川崎市麻生区万福寺1丁目2番2号

新百合トウエンティワン5階

公 告

川崎市公告第682号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度キングスカイフロント公式ウェブサイト等保守管理・運営等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 履行期限

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

(4) 業務概要

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの取組や関連するイベント情報などを広く国内外へ情報発信するために、公式ウェブサイトの保守・管理等を行うとともに小学生を対象として、キングスカイフロントやサイエンスへの興味喚起、参加機関の紹介等を目的として作成した「キングスカイフロントクイズ」ウェブサイトの保守・管理等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」で登録されている者。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参により提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3-25-10 RGB2 1A

川崎市臨海部国際戦略本部キングスカイフロントマネジメントセンター

電話 044-276-9209 F A X 044-277-2777

電子メール 59kings@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月3日(月)から令和7年3月10日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を3月11日(火)午後5時までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付期間

令和7年3月3日(月)から3月14日(金)正午まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。最終日は正午まで)

エ 質問書の提出方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。持参先等は3(1)に同じです。

なお、電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(1)ウの期間内に必着するよう発送してください。

(2) 回答

令和7年3月18日(火)午後5時までに、回答書を令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A Xで送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和7年3月25日(火)午前9時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区殿町3-25-10

R G B 2 1 A

キングスカイフロントマネジメント

センター 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。なお、開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。そのため、入札の際は価格の記載のない入札書の予備を用意しておいて下さい。入札書が無い場合、入札意思があっても入札に参加できません。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

す。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

9 その他

(1) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第683号

川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定(小田周辺地区)の都市計画の決定を予定しています。都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項に基づく、川崎市都市計画公聴会規則(平成12年川崎市規則第63号。以下「規則」という。)の規定により、次のとおり公聴会を開催しますので、公告します。

なお、規則第2条の規定により、公述の申出がないときは、公聴会を開催しません。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の内容

(1) 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防災街区整備地区計画の決定(小田周辺地区)

(2) 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

川崎市川崎区小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田6丁目、浅田1丁目、浅田2丁目及び浅田3丁目地内

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

なし

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年5月13日(火)午後7時から

(2) 場 所 川崎市立田島中学校体育館(川崎区小田2-21-7)

3 公述申出書の提出期間及び提出先

公述の申出は、公述意見の要旨及び住所・氏名等を記載した「公述申出書」を提出してください。なお、公述申出書の参考書式は、素案縦覧場所に備えております。

(1) 提出期間 令和7年3月27日(木)から4月10日(木)まで

(2) 提出先 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎
19階)

4 都市計画素案の説明会及び縦覧

公聴会に先立ち、都市計画素案の説明会を次のとおり開催します。また、説明会后、都市計画素案の縦覧を行います。

(1) 説明会

ア 日 時 令和7年3月26日(水)午後7時30分から
午後9時まで

イ 場 所 川崎市立田島中学校体育館(川崎市川
崎区小田2-21-7)

(2) 縦 覧

ア 日 時 令和7年3月27日(木)から4月10日(木)ま
で

イ 場 所 川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎
19階)
川崎区役所2階市政資料コーナー(川
崎区東田町8)

川崎区役所田島支所仮庁舎(川崎区田
島町20-23)

川崎市立川崎図書館(川崎区駅前本町
12-1 かわさき駅前タワーリパーク
4階)

※都市計画課、川崎区役所、田島支所
は、平日の午前8時30分から午後5
時まで

※川崎図書館は、平日の午前9時30分
から午後7時まで及び土曜日・日曜
日の午前9時30分から午後5時まで。
なお、休館日がありますので御注意
ください。

川崎市公告第684号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区宿河原5丁目2120番

ほか2筆の一部
1,120平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区宿河原2丁目26番1号
株式会社TAKI HOUSE 代表取締役 奥山 武志

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数:11戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和6年6月14日

川崎市指令 ま宅審(イ)第33号

川崎市公告第685号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区下野毛2丁目1065番1

ほか12筆
3,485平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府大阪市中央区大手前一丁目7番31号
京阪電鉄不動産株式会社 代表取締役 道本能久

3 予定建築物の用途
共同住宅

計画戸数:92戸1棟

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年7月12日

川崎市指令 ま宅審(イ)第175号

令和6年7月25日

川崎市指令 ま宅審(イ)第53号(変更)

令和7年1月17日

川崎市指令 ま宅審(イ)第110号(変更)

川崎市公告第686号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立看護大学における電子ジャーナル(メ
ディカルオンライン)及び電子図書の利用契約

(2) 履行場所

川崎市立看護大学

川崎市幸区小倉4丁目30番1号等

ただし、川崎市立看護大学大学院 川崎市川崎区
駅前本町11番地2を含む。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の要件を満たさ

なければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「書籍・楽器類」種目「書籍」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和3年度以降に本市または他の官公庁、他の大学等と類似の契約実績があること。または、この商品のメーカーから販売代理店等の引受証明を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績が確認できる書類(契約書の写し等)、または、販売代理店等の引受証明を受けていることが確認できる書類

(2) 提出先

〒212-0054

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学事務局総務学生課 関担当

電 話 044-587-3541(直通)

F A X 044-587-3548

E-mail: 40kangos@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和7年3月4日(火)~令和7年3月10日(月)午前9時~午後5時

(持参の場合には、正午~午後1時を除く。)

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールの場合には提出書類をPDFファイルに変換して添付し、送信した旨を担当者宛にお電話ください。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書及び質問書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「川崎市ウェブサイト」(<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)の「募集情報一覧」の中からダウンロードできます。)

ダウンロードができない場合には、競争入札参加資格確認申請書等の提出期間の期間にFAXで交付(送信)いたします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出し、参加資格業種に登録されていること及び契約実績または販売代理店等の引受証明を確認した後に、その結果を、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに、電子メールで交付(送信)します。電子メールでの受け取りができない方へはFAXで交付(送信)いたします。

交付(送信)予定日は令和7年3月11日(火)を予定しています。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問方法等

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)、電子メールで提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、FAXにより提出(送信)してください。

なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を電話で御連絡ください。

また、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

(2) 問合せ先

電子メールアドレス 40kangos@city.kawasaki.jp

F A X 044-587-3548

(3) 質問受付期間

令和7年3月11日(火)の午前9時から令和7年3月13日(木)の午後5時まで(必着)

(4) 回答

ア 回答予定日 令和7年3月17日(月)

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書を交付した者全員へ電子メール又はFAXによって回答書を交付(送信)します。なお、回答後の再質問の受付は行いませんので、御了承ください。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して、次の(2)の提出日時に持参してください。

イ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出日時

令和7年3月19日(水) 午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税抜きの総額で行います。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 入札書の提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 入札書の提出場所」に同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争入札参加資格確認通知書を持参してください。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払い金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口 「3(2)提出先」に同じ。

(3) 利用料の支払方法は、半期ごとに履行済み期間の利用料について契約金額の半額を支払うものとします。

川崎市公告第687号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立看護大学における文献情報検索サービス(医中誌We b)の利用契約

(2) 履行場所

川崎市立看護大学

川崎市幸区小倉4丁目30番1号等

ただし、川崎市立看護大学大学院 川崎市川崎区駅前本町11番地2を含む。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の要件を満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「書籍・楽器類」種目「書籍」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和3年度以降に本市または他の官公庁、他の大学等と類似の契約実績があること。または、この商品のメーカーから販売代理店等の引受証明を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争

入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績が確認できる書類(契約書の写し等)、
または、販売代理店等の引受証明を受けているこ
とが確認できる書類

(2) 提出先

〒212-0054

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学事務局総務学生課 関担当

電 話 044-587-3541(直通)

F A X 044-587-3548

E-mail: 40kangos@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和7年3月4日(火)~令和7年3月10日(月)午前9
時~午後5時

(持参の場合には、正午~午後1時を除く。)

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してくださ
い。なお、電子メールの場合には提出書類をPDFファ
イルに変換して添付し、送信した旨を担当者宛にお
電話ください。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書及び質問書は、イン
ターネットからダウンロードすることができます。(「川
崎市ウェブサイト」(<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)の「募集情報一覧」の中からダウンロード
できます。)

ダウンロードができない場合には、競争入札参加
資格確認申請書等の提出期間の期間にF A Xで交付
(送信)いたします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出し、参加資格業種に登録
されていること及び契約実績または販売代理店等の引
受証明を確認した後に、その結果を、令和7・8年度
川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登
録された電子メールアドレスに、電子メールで交付
(送信)します。電子メールでの受け取りができない方
へはF A Xで交付(送信)いたします。

交付(送信)予定日は令和7年3月11日(火)を予定し
ています。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問方法等

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、
必要事項を記載したもの。)、電子メールで提出(送
信)してください。電子メールで提出できない方は、
F A Xにより提出(送信)してください。

なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した

旨を電話で御連絡ください。

また、持参による提出は受け付けておりませんの
で、御注意ください。

(2) 問合せ先

電子メールアドレス 40kangos@city.kawasaki.jp

F A X 044-587-3548

(3) 質問受付期間

令和7年3月11日(火)の午前9時から令和7年3月
13日(木)の午後5時まで(必着)

(4) 回答

ア 回答予定日 令和7年3月17日(月)

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書を交付した者全員
へ電子メール又はF A Xによって回答書を交付
(送信)します。なお、回答後の再質問の受付は
行いませんので、御了承ください。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」
の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったと
き。

(2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の
記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
を入札件名が記載された封筒に封印して、次の(2)
の提出日時に持参してください。

イ その他の事項については、川崎市競争入札参加
者心得によります。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出日時

令和7年3月19日(水) 午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税抜きの総額で行います。消費税額及び地
方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 入札書の提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 入札書の提出場所」に同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者としてします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま
す。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してくだ
さい。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心
得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立
ち会わない者は除きます。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入
札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日
は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。ま
た、代表者本人の場合は名刺を持参してください。な
お、開札においては、競争入札参加資格確認通知書
を持参してください。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決
定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係
る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができま
す。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は「3(2)提出先」
に同じとします。

(3) 利用料の支払方法は、半期ごとに履行済み期間の
利用料について契約金額の半額を支払うものとしま
す。

川崎市公告第688号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告し
ます。

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 件 名

市制100周年記念事業を活かしたブランディング
及びイベント企画実施業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月16日(月)まで

(4) 募集手続

詳細は企画提案実施要領によります。

2 企画提案実施要領、仕様書、各種様式の配布

企画提案実施要領、仕様書、各種様式については、
次のホームページからダウンロードしてください。

[https://www.city.kawasaki.jp/templates/
proposal/170/0000174219.html](https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/170/0000174219.html)

※同様のものを川崎市総務企画局シティプロモーショ
ン推進室市制100周年記念事業調整担当にてお渡し
することも可能です。必要があればお越しください。

3 参加意向申出書の提出等

(1) 参加意向申出書及び団体に関する確認書

プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向
申出書を提出してください。

ア 提出期間：令和7年3月5日(水)から令和7年3
月19日(水)17時まで

イ 提出場所：川崎市総務企画局シティプロモー
ション推進室

ウ 提出方法：持参又は郵送

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務
委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果
通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録してい
る電子メールアドレスへ送付いたします。

4 参加資格を有した事業者の企画提案書等の提出

企画提案書等を次のとおり受け付けます。

(1) 提出期日：令和7年4月7日(月)17時まで

(2) 提出場所：川崎市総務企画局シティプロモーショ
ン推進室

(3) 提出方法：持参又は郵送

5 問い合わせ・提出先

担 当：川崎市総務企画局シティプロモーション推
進室

市制100周年記念事業調整担当 塩沢・長瀬

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話：044-200-1575

F A X：044-200-3915

川崎市公告第689号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	下作延小学校体育館改修及びエレベータ棟増築その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区下作延5丁目19番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年4月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月11日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	栗木台小学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区栗木台5丁目15番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月11日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	野川中学校体育館改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区西野川2丁目2番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月11日 17時00分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高山住宅個別改善その他第5号工事(18・19・20号棟)
	履 行 場 所	川崎市宮前区平2丁目23番18号、19号、20号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年11月6日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月11日 17時00分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「入札契約に関する共通事項(総合評価落札方式用)」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。 (4) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	玉川中学校消火設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区中丸子562番地
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「消防施設」)を配置できること。 (11) 消防設備士免状(甲種第1類)の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者(業種「消防施設」)との兼任を可とします。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月2日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	国際交流センター冷暖房設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月祇園町2番2号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月17日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	(5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

（案件7）

競争入札に付する事項	件 名	川崎シンフォニーホール I T V 設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区大宮町1310番地
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムに	

参 加 資 格	よる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	向小学校校舎改修その他その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島4丁目17番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。	

参 加 資 格	※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
	契約条項を示す場所等 川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月4日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	堤根処理センター柳町敷地地上部解体撤去工事
	履 行 場 所	川崎市幸区柳町74番3
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月18日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。	

参 加 資 格	イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「解体」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	白幡台小学校校舎改修その他その3工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南平台13番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。	

参 加 資 格	ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月4日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名	南大師中学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷上町24番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月4日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名	臨港中学校校舎改修その他その3工事
------------	-----	-------------------

競争入札に 付する事項	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町2丁目11番22号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月4日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。	

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名	新百合ヶ丘駅北口周辺一般車乗降場整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番地先
	履 行 期 間	契約の日から130日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和7年3月19日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。	

川崎市公告第690号

かわさき産業振興プラン策定支援業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

(1) 件 名

かわさき産業振興プラン策定支援業務委託

(2) 業務事項

ア 業界団体及び有識者等へのヒアリング調査

イ データの更新・収集及び追加・整理

ウ 次期「かわさき産業振興プラン」の改定にあたっての考え方の整理

エ 原稿の作成

オ 資料編の作成

カ 概要版の作成

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 本業務に関するノウハウ等を有する者

(2) 法人格を有する者又は複数の法人による共同企業体。共同企業体として応募する場合には、その構成員全員が応募資格を有すること。なお、共同企業体の取扱い等については、別に定める「かわさき産業振興プラン策定支援業務委託共同企業体取扱要綱」で確認すること。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調査・測定」に登録されている者、または、登録申請中であり、企画提案審査会時点で登録される見込み

である者。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正
手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法
(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申
立がなされていない者
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づ
く指名停止期間中でない者
- (6) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期
間中でない者
- (7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税
及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5
号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配
法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することの
ない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例
第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しな
い者
- 3 提案者を特定するための評価基準
- (1) 事業の基本方針、スケジュール
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力・ネットワーク
- (4) 事業実績
- (5) 本市の現状についての理解度
- (6) 事業実施体制
- (7) 経済性・効率性
- 4 担当部局
- 川崎市経済労働局産業政策部企画課
- 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
- 本庁舎9階
- 電 話(直通): 044-200-2332
- F A X: 044-200-3920
- メールアドレス: 28kikaku@city.kawasaki.jp
- 5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所
- (1) 配布期間 令和7年3月5日(水)~3月12日(水)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ
- 6 参加意向申出書の提出の期限、場所及び方法
- (1) 受付期限 令和7年3月12日(水)午後5時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録
が残る方法に限る。)、電子メール
- 7 企画提案書の提出の期限、場所及び方法
- (1) 受付期限 令和7年3月21日(金)午後5時
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(7部)、
業務実施体制・主な事業実績(7部)、
会社概要(パンフレット等)

- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録
が残る方法に限る。)
- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言 語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
- 要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
- 4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 委託料は5,522千円(消費税及び地方消費税含む)
を上限とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、
参加者の負担とする。
- (3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を
要します。
- (4) その他詳細については、本公募型企画提案実施要
領を確認すること。

川崎市公告第691号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
なされたので、同法第6条第3項の規定において準用す
る同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ららテラス武蔵小杉
- 川崎市中原区新丸子東三丁目1302番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住
所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 武蔵小杉駅南口地区東街区市街地再開発組合
- 川崎市川崎区東田町8番地
- 理事長 徳川 浩一
- 3 変更した事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名また
は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社魚力	代表取締役 山田 雅之	東京都立川市曙町二丁目8番3号

他計44者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社魚力	代表取締役 黒川 隆英	東京都立川市曙町二丁目8番3号

他計42者

4 変更の年月日

令和6年6月27日 ほか

5 変更する理由

小売業者に変更が生じたため

6 届出の年月日

令和7年2月27日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
振興担当

本庁舎9階

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年3月5日から令和7年7月5日の午前8時
30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため
に配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出
によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和7年7月5日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
振興担当

川崎市公告第692号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条
第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出が
なされたので、同法第6条第3項の規定において準用す
る同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

L A Z O N A川崎プラザ

川崎市幸区堀川町72番1他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住
所並びに法人にあっては代表者の氏名

野村不動産株式会社

代表取締役 松尾 大作

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

三井不動産株式会社

代表取締役 植田 俊

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名また
は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社庫や	代表取締役 富田 智夫	栃木県那須塩原市下田野532番地 171

他計183者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社庫や	代表取締役 久保田 令	栃木県那須塩原市下田野532番地 171

他計193者

4 変更の年月日

令和6年8月29日 ほか

5 変更する理由

小売表者に変更が生じたため

6 届出の年月日

令和7年2月27日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
振興担当

本庁舎9階

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和7年3月5日から令和7年7月5日の午前8時
30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店
舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため
に配慮すべき事項について意見を有する者は、当該
公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出
によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和7年7月5日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業
振興担当

川崎市公告第693号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規
定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告
します。

令和7年3月5日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区鷺沼二丁目7番3

ほか2筆

960平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸6棟

- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和6年1月29日
川崎市指令 ま宅審(イ)第238号
令和6年4月24日
川崎市指令 ま宅審(イ)第4号(変更)
令和6年5月29日
川崎市指令 ま宅審(イ)第20号(変更)

川崎市公告第694号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和7年3月21日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例(昭和22年条例第33号)第9条に基づき命じます。
その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。
令和7年3月5日

川崎市長 福田紀彦

調査	種類	登録番号	場所
R5-78	軽自動車 ホンダ N-BOX 白色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91
R6-10	軽自動車 スバル・ブレオ 黒色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島87
R6-11	普通自動車 ボルボ 赤色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島87
R6-12	普通自動車 日産・ノート 赤色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島87
R6-15	普通自動車 クライスラー 黒色	登録番号 不明 車台番号 不明	川崎市川崎区東扇島91

川崎市公告第695号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和7年3月6日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区宿河原五丁目2046番1
ほか2筆
931平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都町田市金森三丁目23番11
株式会社プリンシパルホーム
代表取締役 玉井 圭
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和6年7月25日

川崎市指令 ま宅審(イ)第52号

川崎市公告第696号

一般競争入札について、次のとおり公告します。
令和7年3月7日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
(1) 件名 令和7年度川崎市立新小倉小学校水泳指導業務委託
(2) 履行場所 受託者所有施設
(3) 履行期間 令和7年12月24日まで
(4) 業務概要 仕様書のとおり
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の地域区分「市内」または「準市内」、業種「その他業務」、種目「その他」に登録されていること。
(4) 本市を含む官公庁において、令和元年度以降に小学生を対象とした類似の水泳指導等の契約実績があること。
(5) 児童向けの水泳教室を安全かつ確実に実施する上で必要不可欠な設備や備品等(浮具・プールフロア等)を備え、1年以上の児童向けスクールの水泳指導実績及び指導者を有していること。
(6) 履行場所である受託者が所有するプール施設のスケジュールに十分な空きがあり、学校の授業運営に無理のない実施スケジュールを提示できること。
(7) 川崎市立新小倉小学校の所在地である幸区内で屋内温水プールの管理運営を行っていること。
(8) 川崎市立新小倉小学校から受託者が所有するプール施設まで、バスによる移動時間がおおよそ10分以内であること。(安全かつ効率的な経路とする。)
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ホームページ川崎市教育委員会ホームページ「教育委員会の組織」→「学校教育部健康教育課」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。ただし、競争入札参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めません。
(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-0004 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局学校教育課健康教育課学
校体育・安全・部活動担当 鈴木

電 話：200-0756(直通)

(2) 配布・提出期間

令和7年3月7日から令和7年3月13日(土曜日、
日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30分から正午
まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 2(4)を証明する契約書等の写し

ウ 2(5)に関する資料

※ 提出された書類に不備がある場合、必要事項等
の確認ができないため無効となる場合があります
ので御注意ください。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8
年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の
委任先メールアドレスに、確認通知書を令和7年3月
14日までに送付します。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書
に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事
項を記載の上、電子メールアドレス宛に送付してく
ださい。また、送付後に必ず担当者あて電話連絡を
してください。

電子メールアドレス 88kenko@city.kawasaki.jp

(2) 受付期間

令和7年3月17日～令和7年3月18日

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時
30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 回答予定日

令和7年3月19日午後5時までに電子メールにて
回答

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには
回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参
加資格を有する全ての者に回答いたします。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のい
ずれかに該当するときは、この入札に参加することが
できません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争入札
参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参
すること。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する
委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び
今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧
表を入札件名が記載された封筒に封印して持参す
ること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、令和7年度当該委託業務に係る総
額(消費税額及び地方消費税額を含めないこと。)
を記載すること。なお、契約金額は入札金額に
100分の10に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者
心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月24日16時30分

イ 場 所 本庁舎14階 1402会議室(川崎市川崎
区宮本町1番地)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は、無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

※ 契約金額の10%とします。ただし、川崎市金
銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、ま
たは記入期間若しくは保証事業会社の保証を
もって契約保証金の納付を免除します。また、
川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3の(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情

報」内の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (5) 問い合わせ窓口は3の(1)に同じです。
- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第697号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 いこいの家等給水スポット賃貸借及び保守
- (2) 履行場所 いこいの家及び老人福祉センター等45か所
- (3) 履行期間 令和7年6月1日から令和10年4月30日まで
- (4) 業務内容

マイボトルの使用を推進し、ペットボトルの使用量を削減するとともに、熱中症予防のために気軽に水分補給できる場所としての環境を整備するため、給水スポットを設置する。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「レンタル」ランク「A」又は「B」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 過去5年間に、本市又は他官公庁において給水スポット賃貸借契約の実績を有していること。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加申込書の配布及び提出

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」から入札参加申込書をダウンロードすること。また、入札に参加を希望する者は、(4)の書類を提出すること。

- (1) 提出場所 川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当(本庁舎20階)

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電 話 044-200-2564

F A X 044-200-3923

メール 30haise@city.kawasaki.jp

- (2) 提出期間 令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)まで

(土・日及び祝日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)

- (3) 提出方法

持参に限る

- (4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(3)の契約内容を確認できる契約書及び仕様書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに確認通知書を令和7年3月19日(木)に送付する。当該委任先メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和7年3月19日(木)

10時から17時まで(12時から13時までを除く。)

5 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失する。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

6 仕様・入札に関する問い合わせ先

- (1) 問い合わせ場所

上記3(1)と同じ。

- (2) 問い合わせ期間

令和7年3月21日(金)から令和7年3月26日(水)まで

(土・日及び祝日を除く9時から12時まで及び13時から17時まで)

- (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に提出すること。

- (4) 質問受付方法

持参、電子メールによる。

- アドレス 30haise@city.kawasaki.jp
- (5) 回答方法
- ア 回答日
令和7年3月28日(金)
- イ 回答については、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を一覧にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに送付する。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付する。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法 持参
- (2) 入札は税抜きの総額で行うものとする。その他の事項については、「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (3) 入札の日時 令和7年4月3日(木)10時
- (4) 入札の場所 川崎市役所本庁舎303会議室
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 開札の日時 上記7(3)に同じ
- (7) 開札の場所 上記7(4)に同じ
- (8) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思が無い者とみなす。)
- (9) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とする。
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができる。
- 9 その他
- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は入札説明書による。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じ。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによる。

- (5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとする。
- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第698号

堤根処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価書について

1 指定開発行為者

名 称: 川崎市

代表者: 川崎市長 福田 紀彦

所在地: 川崎市川崎区宮本町1番地

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

堤根処理センター整備事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)

廃棄物処理施設の新設(一般廃棄物処理施設の新設)(第1種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区堤根52番及び川崎市幸区柳町74番3

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

堤根処理センターの老朽化に伴う施設の整備

(2) 内容

敷地面積: 約 26,000㎡(準工業地域)

建築面積: 約 9,240㎡

処理能力: ごみ焼却処理施設(500 t/24h)

5 指定開発行為の施行期間

令和7年10月～令和17年9月

6 条例環境影響評価書の要旨

第1章	指定開発行為の概要
第2章	配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果
第3章	環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解
第4章	環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解
第5章	条例方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解
第6章	条例方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解
第7章	計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性
第8章	環境影響評価項目の選定等
第9章	環境影響評価
第10章	環境保全のための措置
第11章	環境配慮項目に関する措置
第12章	環境影響の総合的な評価
第13章	事後調査計画
第14章	関係地域の範囲
第15章	条例準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解
第16章	条例準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解
第17章	その他
	修正箇所一覧
	資料編

7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和7年3月10日(月)から令和7年4月8日(火)まで

(2) 場所及び時間

・川崎市

川崎区役所12階・田島支所仮庁舎・幸区役所1階・環境局環境評価課(市役所本庁舎20階)
午前8時30分～午後5時(環境局環境評価課は午後5時15分まで)。土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、幸区役所では第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

・横浜市

鶴見区役所、みどり環境局環境影響評価課
午前8時45分～午後5時(みどり環境局環境影響評価課は午後5時15分まで)。土曜日、日曜日及び祝日は除く。

※すべての縦覧場所で縦覧開始日(3月10日)は、午前10時から縦覧を行います。

川崎市公告第699号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 堤根処理センター整備事業に関する土壌汚染調査(その4)業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番ほか1か所
- (3) 履行期間 契約日から令和7年9月30日まで
- (4) 業務概要 本業務は、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質について、別途契約「堤根処理センター整備事業等に関する土壌汚染調査業務委託(以下、「別委託(1)」とする。)」及び別途契約「堤根処理センター整備事業に関する土壌汚染調査(その2)業務委託(以下、「別委託(2)」とする。)」にて調査した資料等調査及び表層土壌調査の結果を基に詳細調査(ボーリング調査)を実施し、深度方向における土壌汚染の有無を明らかにすることを目的とする。なお、本業務の調査対象範囲は堤根処理センター敷地のうち上水本管付近を除くものとする。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、類似する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)に基づく指定調査機関であること。また、指定調査機関であることを証明できる書類を提出できること。
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分(監督・指示・管理等)を第三者に委託しないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎20階
環境局施設部施設建設課 北村、久保田
電話 044-200-2554 (直通)
※ 競争入札参加申込書及び再委託確認書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)9時から17時まで
(土曜日、日曜日、祝日及び12時から13時を除く)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ 上記2(5)を確認するための指定調査機関の指定についての通知の写し
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和7年3月19日(水)までに交付します。
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
- (1) 交付日時 令和7年3月19日(水)9時から17時まで
(12時から13時を除く)
- (2) 交付場所 上記3(1)に同じ
- 5 質問書の受付・回答
- (1) 質問受付日
令和7年3月19日(水)から令和7年3月24日(月)9時から17時
(土曜日、日曜日、国民の祝日及び12時から13時を除く)
- (2) 質問書の様式
配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法
持参または電子メール、FAXによります。
ア 電子メール 30siseke@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法
令和7年3月26日(水)
全社に文書(電子メールまたはFAX)にて送付

- します。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札・開札の日時 令和7年3月31日(月)10時00分
イ 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎
2階203会議室
- (3) 入札書の提出方法
持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 入札の方法
税抜き総額での入札とします。
- (6) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 再入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わないものは、再入札に参加する意思がないものとみなします。)
- (8) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 8 契約の手続等
- (1) 契約保証金
要(10%)
- (2) 契約書の作成
要
- (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」から閲覧できます。(https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)
- 9 その他
- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め

るところによります。

- (2) 公告に関する問合せ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。
- (4) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第700号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 校舎等増築工事に伴う人的警備・交通誘導業務委託
(高津小学校ほか5校)
- (2) 履行場所 川崎市立高津小学校(高津区溝口4-19-1)ほか5校
- (3) 履行期間 令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、地域区分「市内」、業種「警備」、種目「人的警備」に登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加申込書は、令和7年3月10日(月)～令和7年3月17日(月)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和7年3月12日(水)～令和7年3月17日(月)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(4) 提出場所

川崎市役所第3庁舎4階
(川崎市川崎区宮本町1番地)
教育委員会事務局教育環境整備推進室
電話：044-200-3057(施設整備担当)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

- (1) 閲覧期間 3(3)と同じ
- (2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「入札公表資料一式」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和7年3月19日(水)～令和7年3月25日(火)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電

話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和7年3月28日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和7年3月19日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和7年4月3日(木)
午後2時00分
入札・開札の場所
川崎市役所本庁舎
2階204会議室
(川崎市川崎区宮本町1番地)

- (3) 入札書の提出方法 持参

- (4) 入札保証金 免除

- (5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

- (6) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第701号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名

公園内時計設備保守業務委託

- (2) 履行場所

川崎市川崎区富士見1丁目ほか409箇所(川崎市内全域)

- (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

- (4) 業務概要

入札説明書による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」

種目「電気機械」で登録が予定されていること。ただし、落札決定に当たっては、実際に登録されていることを要します。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、入札参加申込書を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
市役所本庁舎17階
川崎市建設緑政局緑政部みどりの保全整備課
電気設備担当
電話 044-200-2392、FAX 044-200-3973、
E-mail 53mihoze@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和7年3月17日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

- (1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

- (2) 入札説明書の交付

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

- (1) 日時

令和7年3月18日(火) 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

- (2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

- (2) 質問受付期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月18日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和7年3月19日(水)の午前8時30分から正午までとします。ただ

し、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 53mihoze@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3973

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

- (5) 回答方法

令和7年3月24日(月)までに、競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

- (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%(1円未満切り捨て))を加算した金額をもって契約金額とします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年3月28日(金) 午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
市役所本庁舎17階1701会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参とします。

- (4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。

(2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

(3) 業務の詳細、入札参加申込書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第702号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 校舎等解体工事に伴う産業廃棄物収集運搬・処分業務委託
(坂戸小学校)

(2) 履行場所 川崎市立坂戸小学校(高津区坂戸1丁目18番1号)

(3) 履行期間 令和7年7月31日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、地域区分「市内」、業種「廃棄物関連」、種目「産業廃棄物収集」及び「産業廃棄物処分」に登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業であること。

(5) 過去5年間に、本市又は他官公庁において、類似の業務を受託した実績を有すること。なお、民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業・処分業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可を受けていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し(一般競争入札参加資格(5)関係)

ウ 産業廃棄物収集運搬業・処分業に係る許可証の写し(一般競争入札参加資格(6)関係)

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加申込書は、令和7年3月10日(月)～令和7年3月17日(月)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和7年3月12日(水)～令和7年3月17日(月)(ただし、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午後1時00分を除く)

(4) 提出場所

川崎市役所第3庁舎4階
(川崎市川崎区宮本町1番地)
教育委員会事務局教育環境整備推進室
電話：044-200-3057(施設整備担当)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、
5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる
取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわ
さき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPD
Fファイル「入札公表資料一式」をダウンロードして
ください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間
に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和7年3月19日(水)～令和7年3月25日(火)(ただ
し、閉庁日を除く)

午前9時00分～午後5時00分(ただし、正午～午
後1時00分を除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードして
ください。ダウンロードができない場合、3(3)の期
間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電
話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和7年3月28日(金)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、
全ての質問及び回答を令和7・8年度川崎市競争
入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メー
ルアドレスに送付します。

当該委任先メールアドレスを登録していない者
にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資

格の地域区分、業種・種目に登録されていることを確
認し、その結果を確認通知書にて、令和7・8年度川
崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先
メールアドレスに、令和7年3月19日(水)までに送付し
ます。当該委任先メールアドレスを登録していないも
のにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により
通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査
は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格
の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く
申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次の
いずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失しま
す。

(1) 2に定める資格要件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽
の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。なお、入札金額は税抜の総額で
行います。

(2) 入札・開札の日時 令和7年4月3日(木)

午後3時00分

入札・開札の場所

川崎市役所本庁舎

2階204会議室

(川崎市川崎区宮本町1番地)

(3) 入札書の提出方法 持参

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合
は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有
効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を
要します。

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第703号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
令和7年度 川崎市帯状疱疹予防接種帳票作成・封入封緘業務委託
- (2) 履行場所
健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当指定場所
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和7年6月30日まで
- (4) 委託概要
帯状疱疹予防接種の実施における、帳票作成及び封入封緘の委託業務

2 競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「封入封緘」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約履行実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 新本庁舎13階
健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当

山村(やまむら)

電 話 044-200-1086

F A X 044-200-1065

E-mail 40vaccine@city.kawasaki.jp

- (2) 配布及び提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)まで
(午前9時30分から正午及び午後1時から午後5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く))

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

- (4) 提出方法

持参とします。

- (5) その他

一般競争入札参加資格確認申請書等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることもできます。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次のとおり一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、一般競争入札参加確認通知書を電子メールで送付します。

- (1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

- (2) 交付日時

令和7年3月17日(月)午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において、令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)縦覧に供する他、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報」で閲覧することができます。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次のとおり行います。

- (1) 問合せ先

3(1)と同じ

- (2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和7年3月17日(月)から令和7年3月18日(火)午後5時まで

(4) 回答方法

令和7年3月21日(金)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定めるいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出方法
持参します。

イ 入札日時
令和7年3月25日(火) 午前11時

ウ 入札場所
川崎市川崎区宮本町1番地 新本庁舎3階
306会議室

エ 入札金額

入札金額は仕様書に記載された予定数量に、単価を乗じた金額の合計額となります。消費税額及び地方消費税額は含めないでください。入札(見積)書及び入札(見積)書内訳書をそれぞれ作成してください。

(2) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札場所に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので、必ず持参してください。

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けなければなりません。(入札前に委任状を提出してください。)

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

7(1)イと同じ

(5) 開札の場所

7(1)ウと同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

(8) 再度入札の実施

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金の要否

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 契約形態

本件の契約形態は単価契約とします。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書のとおりとなります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第704号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度町内会・自治会等への広報物(回覧・掲示物)仕分け、梱包業務

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要
令和7年度町内会・自治会等への広報物(回覧・掲示物)仕分け、梱包業務仕様書のとおり
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。
- (4) 情報セキュリティに関する認証(ISMS認証、プライバシーマーク)を受けていること。
- 3 入札参加申込書等の配布、提出先及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
入札参加申込書、情報セキュリティに関する認証を受けていることが分かる書類
- (2) 入札参加申込書の配布・提出場所及び問合せ先
川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎21階
市民文化局コミュニティ推進部 市民活動推進課
電 話 044-200-2479
FAX 044-200-3800
メール 25simin@city.kawasaki.jp
- (3) 提出期間
令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)までの9時から正午まで及び、13時から17時まで
- (4) 提出方法
持参
- (5) 仕様書及び入札参加申込書の配布について
仕様書及び入札参加申込書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)に掲載します。なお、ダウンロードができない場合は、3(2)の場所において、3(3)の期間に配布します。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、入札参加申込締切日後、令和7年3月17日(月)までに確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAX又は書面で送付します。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
- (1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和7年3月17日(月)から令和7年3月21日(金)までの9時から正午まで及び13時から17時まで

イ 質問書の様式

質問書は、競争入札参加資格確認通知書と併せて配布します。なお様式は、「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)からもダウンロードできます。

ウ 質問書の提出方法

メール又はFAXで、3(2)の問合せ先まで

(2) 回答

ア 回答日

令和7年3月24日(月)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、一括して全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には書面もしくはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び場所

令和7年3月26日(水)13時10分

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎3階
303会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(2)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第705号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度町内会・自治会等への広報物(回覧・揭示物)集荷、配送業務

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

令和7年度町内会・自治会等への広報物(回覧・揭示物)集荷、配送業務仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「倉庫・運送業務」、種目「運送業務」で登録されていること。

(4) 情報セキュリティに関する認証(ISMS認証、プライバシーマーク)を受けていること。

3 入札参加申込書等の配布、提出先及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

入札参加申込書、情報セキュリティに関する認証を受けていることが分かる書類

(2) 入札参加申込書の配布・提出場所及び問合せ先

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎21階
市民文化局コミュニティ推進部市民活動推進課
電 話 044-200-2479

FAX 044-200-3800

メール 25simin@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)までの9時から正午まで及び、13時から17時まで

(4) 提出方法

持参

(5) 仕様書及び入札参加申込書の配布について

仕様書及び入札参加申込書等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)に掲載します。なお、ダウンロードができない場合等は、3(2)の場所において、3(3)の期間に配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、入札参加申込締切日後、令和7年3月17日(月)までに確認通知書を送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には、FAX又は書面で送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問受付期間

令和7年3月17日(月)から令和7年3月21日(金)までの9時から正午まで及び13時から17時まで

イ 質問書の様式

質問書は、競争入札参加資格確認通知書と併せて配布します。なお様式は、「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)からもダウンロードできます。

ウ 質問書の提出方法

メール又はFAXで、3(2)の問合せ先まで

(2) 回答

ア 回答日

令和7年3月24日(月)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、一括して全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委託先メールアドレス宛てに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者には書面又はFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び場所

令和7年3月26日(水)14時

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎3階
303会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者としてします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(2)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第706号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度軽貨物電気自動車の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

川崎市消防局(川崎市川崎区南町20番地7)

(3) 履行期間

令和7年8月1日から令和14年7月31日までの84
か月

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。

(4) この調達物品について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び台数について、仕様内容を遵守し、確実に納入できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似業務の履行実績資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局 総務部施設装備課

電話 044-223-2554

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)午前8時30分から令和7年3月17日(月)午後5時まで(土日、休日は除く平日のみ)

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 類似業務の履行実績資料

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和7年3月19日(水)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和7年3月10日(月)午前9時から令和7年3月24日(月)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するFAX又はメールアドレス宛てに送付してください。

メールアドレス 84sisetu@city.kawasaki.jp

FAX 044-223-2520

(4) 回答方法

令和7年3月25日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書(内訳書は必要ありません)をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない単価合計額を記載してください。

なお、契約単価金額については、本市の設計単価に落札比率を乗じて得た金額とします。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月27日(木)午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20番地7
川崎市消防局 8階第1会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第707号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
戸別受信機から防災ラジオへの置換業務委託
- (2) 履行場所
川崎市内一円
- (3) 履行期間
契約日から令和7年8月29日まで
- (4) 委託概要
現在、自主防災組織・町内会等の住民組織に同報系防災行政無線の戸別受信機を設置しているが、令和7年度から防災ラジオの導入を開始するに当たり、それらの戸別受信機の防災ラジオへの置き換えを実施し、その後、管理上で必要となる台帳の作成を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」、種目「その他」で登録が予定されていること。ただし、落札決定に当たっては、実際に登録されていることを要します。
- (4) 過去5年間で1件以上、国又は地方公共団体において戸別受信機や防災ラジオ等の保守に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び

問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 災害システム担当

電 話 044-200-2856(直通)

F A X 044-200-3972

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月13日(木)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

令和7年3月17日(月) 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月19日(木)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の問合せ先に電話にて連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和7年3月24日(月)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年3月26日(水) 午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階
災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第708号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度同報系防災行政無線システム定期点検及び保守業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎6階ほか

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

入札説明書による。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」で登録が予定されていること。ただし、落札決定に当たっては、実際に登録されていることを要します。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間で2件以上、無線設備の点検、保守等に関する契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、一般競争入札参加資格確認申請書、「2(4)」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎6階

危機管理本部危機管理部 情報・無線担当

電話 044-200-2856、FAX 044-200-3972、

E-mail 60kikika@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和7年3月17日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会、現地調査及び入札説明書

(1) 入札説明会及び現地調査

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付

します。

(1) 日時

令和7年3月18日(火) 午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月18日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和7年3月19日(水)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 60kikika@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和7年3月24日(月)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してく

ださい。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%(1円未満切り捨て))を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年3月28日(金) 午前11時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所災害対策本部室

(3) 入札書の提出方法
持参とします。

(4) 入札保証金
免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否
必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札・契約関連情報」配下の「特定契約(公契約)に関する情報」を御覧ください。また、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3

(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第709号

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例(昭和60年川崎市条例第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

令和7年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 種類

川崎都市計画地区計画の決定

2 名称

等々力緑地公園地区地区計画

3 位置及び区域

川崎市 中原区 宮内4丁目及び等々力地内

4 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎19階)

中原区役所市政資料コーナー

(中原区小杉3丁目-245)

川崎市立中原図書館(中原区小杉町3丁目1301)

5 縦覧期間

令和7年3月11日(火)から令和7年3月24日(月)まで

6 意見書提出期間

令和7年3月11日(火)から令和7年3月31日(月)まで

川崎市公告第710号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 麻生区内道路側溝等汚泥処分業務委託

- (2) 履行場所 麻生区役所道路公園センター管内
- (3) 履行期限 契約日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。
- (5) 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物処分業と産業廃棄物収集運搬業(積替え又は保管を含む)両方の許可を有していること。
- (6) 処分受入先が川崎市麻生区役所道路公園センターからの運搬距離が40キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒215-0026 川崎市麻生区古沢120
川崎市麻生区役所道路公園センター
電 話 : 044-954-0505
F A X : 044-954-6283
E-mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市麻生区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

エ 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物収集運搬(積替え又は保管を含む)許可証の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録予定の電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を令和7年3月19日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、F A Xで送付いたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

F A X : 044-954-6283

(2) 質問受付期間

令和7年3月19日(木)午前9時から令和7年3月24日(月)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和7年3月27日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付いたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、単価(税抜)を記載するものとします。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和7年4月10日(木)午前9時30分

イ 場所 川崎市麻生区古沢120

麻生区役所道路公園センター2階会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調
査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約金額

契約内訳単価は、予定価格を構成する内訳単価
に、入札金額を予定価格で除した比率を乗じて得た
金額とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 前払金

無

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会におけ
る、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を
要します。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日
本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 詳細は、入札説明書によります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第711号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度高齢者災害時個別避難計画作成支援事

業における伴走型支援業務委託

(2) 履行場所

健康福祉局長寿社会部介護保険課指定場所

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 業務概要

本市では、災害対策基本法(昭和36年法律第223
号)(以下、「法」という。)第49条の14第1項の規定
に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそ
れがある場合に避難行動に支援が必要な避難行動要
支援者(以下「要支援者」という。)に対し、災害時
の具体的な避難方法や安否確認に関する災害時個別
避難計画(以下、「個別避難計画」という。)の作成を
行うことにより、要支援者本人が災害時における避
難方法、避難先、避難時期等を自ら認識するととも
に、安否確認の円滑化や避難先での配慮事項の認識
を図ることを目的に事業を実施している。

本業務では、高齢者災害時個別避難計画の作成支
援者となる指定居宅介護支援事業者等に対して、計
画作成支援に係る伴走型での技術的助言(以下「伴
走型支援」という。)を行い、計画作成支援を迅速か
つ効果的に進めるために必要な知識・技術の習得及
び蓄積を支援し、避難行動要支援者の支援体制構築
を促進することを目的とする。

2 競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た
さなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札
参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎
市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目
「介護, 保育, 福祉の業務サービス」で登録が予定され
ている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登
録されていることを要します。)

(4) 令和2年4月1日以降に、本市又は他官公庁にお
いて、災害・防災関連委託業務を受託した契約実績
があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。な
お、本規定に係る災害、防災とは、法第2条第1項
及び第2項に定めるものとする。

(5) ISMS又はプライバシーマークの認定を受けている
こと。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市
役所本庁舎12階介護保険課

電話 044-200-2687(直通)、FAX 044-200-3926

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月17日(月)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)及び(5)を証明する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

郵送または持参

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差替え及び再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、確認通知書を交付します。また、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 交付日時

令和7年3月19日(水)

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) その他

入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間に配布します。また、インターネットからダウンロードできます。

なお、インターネットから入手できない者には、申出により無償で入札説明書を交付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

5 仕様書等に関する質問・回答

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、仕様書等以外の質問は受け付けません。

なお、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問書の提出期間

令和7年3月19日(水)から令和7年3月24日(月)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40kaigo@city.kawasaki.jp

(5) 回答日

令和7年3月31日(月)

(6) 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を電子メールにて配信します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は、所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して下記の入札日時に持参してください。

(2) 契約は単価契約となります。伴走型支援の対象となる計画作成対象者数1件当たりの実施に係る単価(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には本委託業務に係る諸経費等一切の費用を含めるものとします。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和7年4月10日(木)午後2時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所本庁舎12階1201会議室

※1201会議室を御案内しますので、本庁舎12階健康福祉局にお越しいただき、入口の内線(32611番)にて入札担当を呼び出してください。

(4) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じです。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによりします。

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第712号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

ブランドメッセージ広告掲出(ポスター駅貼り・サイネージ)業務

(2) 履行場所

J R川崎駅ほか

(3) 履行期限

令和7年4月1日から令和7年5月31日まで

(4) 業務概要

本業務は、川崎市民の地域への愛着や誇り(シビックプライド)の醸成を目的として策定したブランドメッセージのポスターを市内の各鉄道路線駅に掲出することで、ブランドメッセージを通じた効果的なプロモーション活動を推進することを目的に実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」種目「広告代理」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書をダウンロードすることができます。

また、この入札に参加を希望する者は、次のとおり所定の一般競争入札参加資格確認申請書を電子メールにより提出してください。

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 問合せ先・電子メール送付先

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室

電 話 044-200-2273

F A X 044-200-3915

電子メール 17brand@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月17日(月)午後5時まで

(3) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(4) 提出方法

電子メール

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、確認通知書を3月18日(木)午後5時までに送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布・提出場所

3(1)と同じ

イ 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

ウ 質問受付期間

令和7年3月18日(木)から3月21日(金)正午まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く。最終日は正午まで)

エ 質問書の提出方法

電子メールによります。電子メール送付先等は3(1)に同じです。
なお、電子メールで送付した後、送付した旨を3(1)の問合せ先に電話にて御連絡ください。

(2) 回答

令和7年3月25日(火)午後5時までに、回答書を令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。
なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。
(1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和7年3月28日(金)午後2時

イ 入札場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎8階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。
(2) 事業により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(4) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所及び問い合わせ先」に同じです。

川崎市公告第713号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立看護大学における海外心理学文献データベース「APA PsycInfo」の利用契約

(2) 履行場所

川崎市立看護大学 川崎市幸区小倉4丁目30番1号等

ただし、川崎市立看護大学大学院 川崎市川崎区駅前本町11番地2を含む。

(3) 履行期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の要件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「書籍・楽器類」種目「書籍」で登録が予定されている者(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和3年度以降に本市または他の官公庁、他の大学等と類似の契約実績があること。または、この商品のメーカーから販売代理店等の引受証明を受けていること。

3 競争入札参加申込書等の提出方法等

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 契約実績が確認できる書類(契約書の写し等)、または、販売代理店等の引受証明を受けていることが確認できる書類

(2) 提出先

〒212-0054

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学事務局総務学生課 関担当

電 話 044-587-3541(直通)

F A X 044-587-3548

E-mail : 40kangos@city.kawasaki.jp

(3) 提出期間

令和7年3月10日(月)～令和7年3月14日(金)午前9時～午後5時

(持参の場合には、正午～午後1時を除く。)

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールの場合には提出書類をPDFファイルに変換して添付し、送信した旨を担当者宛てお電話ください。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書及び質問書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「川崎市ウェブサイト」(<https://www.city.kawasaki.jp/index.html>)の「募集情報一覧」の中からダウンロードできます。)

ダウンロードできない場合には、競争入札参加資格確認申請書等の提出期間の期間にF A Xで交付(送信)いたします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出し、参加資格業種に登録されていること及び契約実績または販売代理店等の引受証明を確認した後に、その結果を、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登録された電子メールアドレスに、電子メールで交付(送信)します。電子メールでの受け取りができない方へはF A Xで交付(送信)いたします。

交付(送信)予定日は令和7年3月18日(火)を予定しています。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問方法等

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)、電子メールで提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、F A Xにより提出(送信)してください。

なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を電話で御連絡ください。

また、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

(2) 問合せ先

電子メールアドレス 40kangos@city.kawasaki.jp

F A X 044-587-3548

(3) 質問受付期間

令和7年3月18日(火)の午前9時から令和7年3月21日(金)の午後5時まで(必着)

(4) 回答

ア 回答予定日 令和7年3月25日(火)

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書を交付した者全員へ電子メール又はF A Xによって回答書を交付(送信)します。なお、回答後の再質問の受付は行いませんので、御了承ください。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して、次の(2)

の提出日時に持参してください。

イ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。ただし入札金額については(4)のとおりとします。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出日時

令和7年3月28日(金) 午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税込みの総額で行います。入札書には、消費税額及び地方消費税額を加算した金額を記入してください。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 入札書の提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 入札書の提出場所」に同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争入札参加資格確認通知書を持参してください。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。ただし、当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払い金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口 「3(2)提出先」に同じ。

(3) 利用料の支払方法は、前払いにより契約金額の全額を支払うものとします。

川崎市公告第714号

一般競争入札について次のとおり公表します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和7年度 川崎市映像アーカイブ事業実施委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

川崎市映像アーカイブを安定的に運用かつ積極的に活用する。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登載されていること。

(4) 過去5カ年において、本市又はその他の官公庁において種類及び規模を同じくする業務について契約を締結し履行した実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

(1) 申込書及び仕様書の配布場所

川崎市ホームページよりダウンロード

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/>)

0000127587.html)

(2) 申込書及び仕様書の配布期間

令和7年3月10日(月)午前9時から令和7年3月14日(金)午後5時まで

(3) 申込書の提出場所

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 21階

川崎市市民文化局市民文化振興室

映像のまち推進担当

電 話：044-200-2433

F A X：044-200-3248

E-mail：25bunka@city.kawasaki.jp

(4) 申込書等の提出期間

令和7年3月10日(月)午前9時から令和7年3月14日(金)午後5時まで

(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(5) 提出書類

競争入札参加申込書及び履行実績を示す契約書の写し及び仕様書の写し

(6) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、令和7年3月18日(火)までに、令和7・8年度川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した電子メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、申請者がメールアドレスを登録していない場合にはF A Xで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはF A Xによります。

電子メール 25bunka@city.kawasaki.jp

F A X 044-200-3248

(2) 質問受付期間

令和7年3月18日(火)午前9時から令和7年3月21日(金)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

F A X・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(3)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年3月25日(火)までに、全参加者宛てに電子メール又はF A Xにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和7年3月28日(金)午前11時

(イ) 入札場所

川崎市役所(川崎区宮本町1番地)20階
2002会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければいけません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(3)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川

崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第715号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

令和7年度 公園等における持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託

2 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本市が築いてきた協働の取組の持続性を確保し、さらに発展させるため、「市民等のしたい」が実現しやすい「みんなが気持ちよく、いきいき過ごせる公園」の実現に向け、市民等が主体的に公園を活用する際の活動支援や新たな担い手の育成に向けた講座の開催等の中間支援等業務を実施する。

(2) 業務内容

ア 活動モデルケースの普及

(ア) 地域に根差した団体の活動モデルケースの普及

(イ) スターターブックの更新・作成

(ウ) 小学生向け冊子の更新作成

イ 交流促進・担い手探し・広報、ブランディング

(ア) 合同連絡会議の運営支援

(イ) 調査発掘、ネットワークづくり

(ウ) 広報・ブランディング

ウ 講習・体験

(ア) 公園使いこなし講座×交流会の企画運営

(イ) 公園使いこなしカフェ

(ウ) イドバタパークデイの企画・運営

エ 支援・貸与

(ア) 運営・広報支援

(イ) 活動物品支援(提供・貸与)

オ 事務局運営

(ア) 相談・窓口業務

カ 連携調整合同会議の運営支援

キ 成果品のとりまとめ

ク 打合せ協議

(3) 事業委託料(参考)

事業委託料は、次の金額を上限とする。

31,993,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「その他業務」、種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」に登録されていること(参加申込時点で業者登録中[申請中含む]であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。)

(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること

(5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課計画調整担当 鈴木、清水

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地(本庁舎17階)

電 話 044-200-1202(直通)

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和7年3月10日(月)

8 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)により1部提出

(1) 提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)まで(郵送の場合は令和7年3月14日(金)必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及

び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。

9 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書(様式2)に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年3月17日(月)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

10 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期限

令和7年3月24日(月)

(郵送の場合は令和7年3月24日(月)までに必着)

※受付時間：午前8時30分～午後5時(閉庁日及び正午から午後1時を除く。)

(2) 提出書類(ア～オはすべて任意様式)

ア 企画提案書(パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本)20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社(団体)概要書(パンフレット等)

(3) 提出部数

ア 見積書以外：PDFデータで各1部

(書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とする。

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf)

イ 見積書：原本(紙)を1部(押印あり)

(4) 提出方法

ア 見積書以外：別途指定するLogoフォームにアップロードし、送信指定Logoフォーム
<https://logoform.jp/form/FUQz/952059>

イ 見積書：「6 担当部局」へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできな

い。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

11 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、令和7年度公園等における持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時(予定)

令和7年3月下旬のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所(予定)

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMIコード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

(ア) 理解度

事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。

(イ) 知識・能力

業務に必要な知識、能力が十分備わっているか。

(ウ) 積極性

業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

(ア) 組織体制

業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

(イ) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 事業の企画力

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 広報・PR

効率的・効果的な広報・PRが提案されているか。

(ウ) 実現性

提案内容に具体性と実現性があるか。

(エ) 資料作成

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知(予定)

令和7年3月下旬ごろ

12 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

13 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。
- (4) 契約保証金
川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。
- (5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要する。

(6) その他詳細について

詳細については、「令和7年度公園等における持続的な協働の取組に向けた中間支援等業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。

川崎市公告第716号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 雨水利用設備点検清掃業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立学校
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 委託概要 川崎市立学校における雨水利用設備点検清掃業務

※詳細は委託仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」かつ業種「施設維持管理」、種目「空調・衛生設備保守点検」に登録が予定されている者。

(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します)

- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

一般競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎4階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 大澤

電 話 044-200-3270

FAX 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日～令和7年3月14日 9時～12時、13時～16時

※ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 提出書類

一般競争入札参加申込書

※書類の提出に不備がある場合、無効となること
がありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス

(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAX)により送付します。

(2) 交付日

令和7年3月17日までに交付

5 質問書の受付・回答

確認通知書の交付を受け、入札参加資格を認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

(1) 質問受付期間

令和7年3月18日～令和7年3月19日 9時～12時、13時～16時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和7年3月21日までに、入札参加資格があると認めた者に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(1) 入札方法 持参による紙入札

(2) 入札・開札の日時 令和7年3月24日
午後2時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎区東田町5番地4
川崎市役所第三庁舎7階会議室

(4) 入札保証金 免除

(5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づき作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

8 契約手続等

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 免除

(3) 前払金 否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

(6) 川崎市契約規則及び、川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(2) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第717号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和7年3月10日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 西高津中学校階段昇降機設備保守点検業務
- (2) 履行場所 川崎市立西高津中学校
- (3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- (4) 委託概要 階段昇降機設備の保守点検業務(詳細は仕様書によります。)

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」種目「エレベーター保守点検」に登録が予定されている者。
- (ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します)
- (4) 過去3年間に、本市又は他官公庁等において、類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

一般競争入札参加申込書等は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードしてください。

(1) 提出場所及び問合せ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎4階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室
管理担当 大澤

電 話 044-200-3270

F A X 044-200-3679

E-mail 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 入札参加申込の期間

令和7年3月10日～令和7年3月14日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

(3) 入札参加申込に必要なもの

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)に示した資格に係る契約書の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となることが

ありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(4) 提出方法

持参

4 確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

※併せて、入札説明資料も送付しますので必ず確認してください。

(1) 交付方法

「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登録されている委任先メールアドレス

(当該委任先メールアドレスを登録していない者にはF A X) により送付します。

(2) 交付日

令和7年3月17日までに交付

5 仕様に関する問合せ

確認通知書の交付を受け入札参加資格があると認めた者からの質問・回答方法は次のとおりです。

なお、「質問書」は、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

(1) 質問受付期間

令和7年3月18日～令和7年3月19日 午前9時～正午、午後1時～午後4時

(2) 質問方法

「質問書」により、3(1)のF A X又は電子メールアドレス宛てに送信後、所管課まで電話連絡をしてください。郵送による提出は認めません。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、令和7年3月21日までに、入札参加資格があると認めた者に文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による紙入札

- (2) 入札・開札の日時 令和7年3月25日
午後2時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎7階会議
室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあります。

8 契約手続等

- (1) 契約書の作成 要
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 前払金 否
- (4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第718号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度川崎市職員カード作成業務委託
- (2) 履行場所 川崎市総務企画局人事部総務事務センター
- (3) 履行期限 契約締結日から令和8年3月31日まで

- (4) 業務概要 令和7年度川崎市職員カード作成業務委託「仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」で登録されている者。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (4) 本業務について、確実に履行することができること。
- (5) 職員カード作成業務について、類似の契約実績があること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

ただし、入札参加申込書の郵送による提出は認めません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
総務企画局人事部総務事務センター
電 話 044-200-2111(代表)
044-200-1143(直通)
メール 17soumuji@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)までとします(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

- ア 入札参加申込書
- イ 上記2(5)を証明する契約書等の写し

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

入札参加申込書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで交付します。

- (1) 日時 令和7年3月17日(月)
- (2) 場所 3(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。また、入札

説明書は3(1)の場所において、令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じ

(2) 質問受付期間及び質問の方法

令和7年3月17日(月)から令和7年3月21日(金)までとします(祝祭日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にて、電子メール又はFAXにて提出してください。

(3) 回答

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、令和7年3月24日(月)以降、電子メール又はFAXにて一般競争入札参加者全員に送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札金額は単価の額(税抜き)とします。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名記載の封筒に封印して提出してください。

ウ 開札に立ち会う者は入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月25日(火) 午前10時00分

イ 場所 川崎市役所本庁舎8階

総務企画局会議室1

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(7) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。ただし、別途指示があったものについては、それに従うものとします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期し、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第719号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 王禅寺処理センター全域外構植栽管理業務委託

(2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地

(3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センター全域(ごみ焼却処理施設、資源化処理施設及び王禅寺かわるんパーク)の外構、屋上、壁面等の植栽について、周辺自然環境との調和を図り、質の高い緑を維持していくために適切な育成管理を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (4) 令和6年10月4日までに令和7・8年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録が予定されている者。(ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。)
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 令和4年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、植栽管理に関する業務の契約実績を有すること。
- (7) 業務に必要な有資格者及び技術者を配置できること。

なお、必要な有資格者及び技術者は次のとおりとする。

ア 刈払機取扱作業者

イ 高所作業車運転の特別教育又は技能講習の修了者

3 競争入札参加申込書及び現場説明希望調査票の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(6)及び(7)が確認できる書類を提出して下さい。また、現場説明を希望する場合は、現場説明希望調査票を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター
技術係 担当 溝口、田中、臼田
電話 044-966-6135
※ 競争入札参加申込書及び現場説明希望調査票については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間
令和7年3月10日(月)9時から令和7年3月14日(金)17時まで

(日曜日及び12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(6)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(7)ア及びイの資格証の写し

エ 現場説明希望調査票(現場説明を希望する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて令和7年3月21日(金)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和7年3月21日(金)9時から17時まで(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和7年3月21日(金)9時から令和7年3月24日(月)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和7年3月26日(水)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 現場説明

競争入札参加資格を有すると認められ、現場説明を希望した者は、次のとおり現場説明を実施します。

(1) 日時

令和7年3月21日(金)から令和7年3月24日(月)までの期間で、本市が指定する日時。

(日曜日を除く)

(2) 集合場所

上記3(1)に同じ

(3) 所要時間

現場説明は1社ごとに行い、各社1時間程度を予定しています。

8 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月28日(金)10時00分

イ 場所

川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター3階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。

(6) 入札の実施

入札は、所定の入札書に必要な事項を記載し、入札件名を記載した封筒に封入して提出してください。

(7) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(8) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再度入札に参加の意思がないものとみなします。)

(9) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、入札情報かわさき (<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

10 その他

(1) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(4) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第720号

入 札 公 告

令和7年3月10日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

環境技術・国際連携プロジェクト支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市内その他

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

2 競争入札参加者の資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「翻訳、速記」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5年間に、本市又は他官公庁において、同種の業務の契約実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出及び問合せ先

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所事業推進担当

近藤、安斎

電 話 044-276-9118

F A X 044-288-3156

E-mail 30kokuse@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月10日(月)から令和7年3月14日(金)までの午前9時00分から午後4時まで(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 提出書類

次の書類を全て提出してください。

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

※ 提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。

(「入札情報かわさき」<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和7年3月25日(火)までに送付します。

なお、委任先メールアドレスを登録していない場合は、次の(1)、(2)のとおり直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和7年3月25日(火)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受取り先

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和7年3月25日(火)から令和7年3月28日(金)までの午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)に記載のFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和7年4月4日(金)までに、全ての入札参加資格がある者宛てに電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札・開札の日時

令和7年4月14日(月)午前10時00分

イ 入札・開札の場所

川崎市川崎区殿町3-25-13

川崎生命科学・環境研究センター3階研修室

ウ 入札書の提出方法

持参に限ります。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(4) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除(川崎市契約規則第33条第5号を適用)

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記

3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 詳細は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)に掲載される入札説明書によ

ります。

- (3) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第721号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	多摩老人福祉センター昇降機設備改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島5丁目2番30号
	履 行 期 間	契約の日から令和10年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成21年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月9日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	富士見台小学校外壁塗装改修その1工事
------------	-----	--------------------

競争入札に 付する事項	履 行 場 所	川崎市宮前区宮前平2丁目18番地3
	履 行 期 間	契約の日から令和8年2月27日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。 (11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月14日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

そ の 他

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	田島小学校校舎改修その他その4工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田1丁目20番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月11日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	生田小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田7丁目22番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年12月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	新町小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区渡田新町3丁目15番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	南野川小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区南野川2丁目12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建	

参 加 資 格	築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年4月14日 14時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	看護大学受変電設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小倉4丁目30番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	

参 加 資 格	情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和7年5月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	野川中学校直結給水化改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区西野川2丁目2番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。	

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎競輪場監視カメラ設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気通信」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月11日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。	

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名	有馬小学校校舎改修その他その2工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区東有馬5丁目12番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年11月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和7年4月14日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）	

そ の 他 を要します。

川崎市公告第722号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久末字十二天丸1735番1
の一部ほか3筆の一部
2,046平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市高津区梶ヶ谷四丁目8番3号
イヨ高压株式会社 代表取締役 星 将志
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅4戸、共同住宅 1棟(8戸)
計画戸数:12戸5棟
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年9月29日
川崎市指令 ま宅審(イ)第204号

川崎市公告第723号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月12日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名
令和7年度川崎市立川崎総合科学高等学校情報図書館運用業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市立川崎総合科学高等学校
 - (3) 履行期限
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 - (4) 概要
川崎市立川崎総合科学高等学校(以下「高校」という。)内に設置される図書館メディアセンター(以下「情報図書館」という。)を、周辺住民への文化的サービスの向上を目的として広く一般に開放することに伴い、情報図書館の正常かつ円滑な運用を図るため、情報図書館の受付、蔵書管理及び関連情報機器の操作支援等を実施する。
- 2 競争入札参加資格
入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「その他」で登録されている者。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書等は、3(1)の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課のホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000174981.html>)において、本件の「入札公表詳細」のページからダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
第3庁舎7階

川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課
中出担当

電 話 044-200-3286

FAX 044-200-2853

電子メール 88sidou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和7年3月12日(水)から令和7年3月18日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、
午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

郵送又は持参とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和7年3月19日(水)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

なお、仕様書等以外の質問は受け付けません。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

イ 質問受付期間

令和7年3月12日(水)から令和7年3月24日(月)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

ウ 質問受付方法

電子メールまたはFAXに限りします。

電子メールおよびFAX番号は3(1)と同じ

(2) 回答

ア 回答日

令和7年3月26日(水)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には、契約期間の各種業務等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札者は、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。また、代表者以外の方が代理で入札する場合は、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

(2) 入札書の提出日時・場所

ア 入札日時 令和7年3月28日(金)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎7階 会議室

住所 川崎市川崎区東田町5-4

(3) 入札の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再度入札

落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定で無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じです。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

川崎市公告第724号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和7年3月13日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市川崎区宮本町1番
ほか5筆の一部(第2工区)
7,833平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦
- 3 予定建築物の用途
事務所(庁舎)
計画戸数: 1棟
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成30年11月7日
30川 宅審 第423号
令和2年3月6日
31川 宅審 第481号(変更)
令和5年4月28日
5川 宅審 第43号(変更)
令和5年6月13日
5川 宅審 第164号(変更)
令和7年1月16日
6川 宅審 第1090号(変更)

川崎市公告第725号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 プロポーザルに付する事項
 - (1) 件 名
令和7年度川崎市職員採用PR業務委託
 - (2) 目 的
現在、官民を問わず全国的な人手不足が深刻であり、本市の職員採用試験の受験者数も大幅に減少するなど危機的な状況である。これまでも受験者確保に向けた広報活動を行ってきたが、受験者数の減少に歯止めをかけるため、川崎市職員として働くことの魅力をより幅広い層に向けて発信することで、川崎市を第一志望とする受験者の増加に加え、将来の受験者層にも本市で働くことへの興味関心を引き出し、今後の採用PR活動を効果的かつ効率的に行うことを目的とする。
 - (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで
 - (4) 履行場所
川崎市人事委員会事務局任用課ほか
 - (5) 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

- (6) 事業規模(委託料概算金額)
8,500,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
※受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。
- (7) プロポーザルに関する日程(予定)

募集開始	令和7年3月19日(水)
参加意向申出書提出締切	令和7年4月2日(水)午後5時必着
提案資格確認結果通知書送付	令和7年4月7日(月)
質問提出締切	令和7年4月10日(水)午後5時必着
質問回答	令和7年4月16日(水)
企画提案書等の提出締切	令和7年4月25日(金)午後5時必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和7年5月7日(水)予定
審査結果発表及び通知	令和7年5月12日(月)以降

2 担当部署(書類提出場所及び問合せ先)

部署	人事委員会事務局任用課
所在地	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階
電話番号	044-200-3343、044-222-6449(FAX)
電子メール	94ninyo@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分から午後5時15分(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)

3 参加者の資格要件

- (1) 自治体・公共団体・民間企業等における広報業務に関する実績またはノウハウがある者。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種(99その他業務)・種目(08広告代理店又は99その他)に登録されていること(ただし、参加意向申出書提出時において業者登録申請中の場合、プロポーザル評価委員会(令和7年5月7日(水)予定)までに業者登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします。)
- (5) 次の条件を全て満たしていること。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
 - イ 応募者又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - ウ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
 - エ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条

例第75号) 第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

4 応募手続

(1) 参加意向申出書の提出

- ア 提出期限：令和7年4月2日(水)午後5時まで
 イ 受付場所：2の担当部署（書類提出場所及び問合せ先）と同じ
 ウ 提出書類：参加意向申出書（第1号様式）
 エ 提出方法：郵送又は持参
 ※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの

(2) 提案資格確認結果通知書の送付

「参加意向申出書（第1号様式）」を提出した者には、資格の有無を確認し、令和7年4月7日(月)までに電子メールで「提案資格確認結果通知書（第2号様式）」を送付します。

(3) 質問の提出・回答

- ア 提出期限：令和7年4月10日(木)午後5時まで
 イ 提出場所：2の担当部署（書類提出場所及び問合せ先）と同じ
 ウ 提出方法：質問書（自由様式）により電子メールにて提出する。

エ 回答方法：提出期限までに寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和7年4月16日(水)までに参加資格のある者全員に対して電子メールにて送信する。

※質問を提出した事業者名は公表せず、全ての質問と回答を公表します。

※質問への回答は、本募集要領と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

※意見の表明と解されるもの、審査内容に関わるもの等については、回答しないことがあります。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

(7) 企画提案書（A4判縦横どちらでも可。5ページ以上20ページ以内。）…9部

必須記載事項

- a 効果的な広報展開の企画・提案
 b 仕様書「4 委託業務の内容」に定める事業の具体的な実施手法
 c 本業務を実施する人員体制及び役割分担
 d 業務スケジュール
 e 業務実績

(イ) 見積書（原本）…1部

(ウ) 見積書（写し）…8部

※見積書は総額、内訳等を記載すること。

イ 提出期限：令和7年4月25日(金)午後5時まで

ウ 提出場所：2の担当部署（書類提出場所及び問合せ先）と同じ

エ 提出方法：郵送又は持参

※郵送の場合は書留郵便等の配達した記録が残るもの

オ 企画提案書等の取扱い

(7) 提出された企画提案書等の返却は行わない。

(イ) 受付後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とする。

(ウ) 企画提案書等は、あくまでも本業務の委託にあたり知識、経験等があるかどうかを見る資料であり、企画提案書に記載の内容は尊重するが、全ての提案内容が契約に反映されるとは限らない。

(エ) 企画提案書の受領後、発注者が必要であると判断した場合には補足資料を求めることがある。

5 プロポーザル評価委員会

(1) 開催概要（予定）

ア 日時：令和7年5月7日(水)（時間は、後日、参加資格のある者に連絡する。）

イ 会場：川崎市役所本庁舎会議室（詳細な場所は、後日、参加資格のある者に連絡する。）

ウ 内容：企画提案書に基づき、プレゼンテーションを15分以内、質疑応答を15分以内で行う。

※契約後に本業務に中心として携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加してください。なお、出席者は3名以内とします。

※プロジェクター、モニター等はありません。

エ 提案者が多数見込まれる場合の措置

企画提案書の提出者が6者以上あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、企画提案書等の内容について、選定評価基準（第5号様式）により事前書類審査を行い、上位4者が企画提案会で審査・評価を受けることができるものとする。なお、事前書類審査を行わなかった場合は通知しない。

(2) 評価基準

評価項目	配点
1 理解度	5
仕様書の主旨に沿い、事業目的を十分に理解した企画提案書となっているか。	5
2 企画の視点	10
受験者属性別（新卒・既卒の別や職種の別等）の就職動向を的確に把握し、川崎市採用に係る課題を捉え、よりよい人材確保に向けた企画となっているか。	10
3 企画作成力	55

(1) 職員採用活動に関連したPRコンサルティング業務	
市職員の魅力の発信や、受験者らの受験意欲の向上に寄与する、効果的・効率的な企画となっているか。	10
(2) イメージポスター等広報物の企画・立案・デザイン制作・作製	
受験者層のトレンドなどを把握した上で、様々な広報イベントで複数年使用することが出来る広報物の企画となっているか。	10
(3) 広報動画の制作	
川崎市職員の仕事内容や魅力が伝わり、様々な受験者層に対して「川崎市で職員として働きたい」という気持ちを想起させるような演出、撮影方法の企画となっているか。	10
(4) ソーシャルネットワークサービス（SNS）広告、屋外広告、交通広告等、各種広告の出稿	
広報物に応じて、多くの受験者層に届くような広報媒体の使い分け、時期やエリアの選定などが、効果的・効率的な企画となっているか。	10
(5) 川崎市オウンドメディア（Webサイト、X等）を活用した広報への提案・助言	
多くの受験者層に届くような広報媒体の使い分け、掲載時期やコンテンツの活用方法などが、効果的・効率的な提案内容となっているか。	10
(6) 事業実施後の効果検証	
令和8年度以降の効果的な広報に繋げるための効果検証体制が構築されているか。	5
4 創意工夫	10
・企画に独創性があり、新たな視点で捉えた斬新な企画となっているか。	
・要求仕様書に記載されていない独自の提案や、独創的な工夫がなされているか。	10
5 企画実行力	10
・企画の実行性や現実性がある提案となっているか。	
・企画内容に見合った適正な見積金額となっているか。	10
6 実施体制及び役割分担	5
・本事業に向けて適切な対応体制が示され、市側と受注者側の役割分担が明確か。	
・履行期限までに業務が完了するような具体的なスケジュールとなっているか。	5
7 業務実績	5
本業務と同様の業務実績が十分であるか。また、その内容が優れているか。	5

※合計点が同点の場合は、「企画作成力」の得点で、「企画作成力」も同点の場合は、見積金額の少ない者を選定します。

※全委員の評価点を平均した点数が60点に達しない事業者は、受託者として特定しないこととします。

6 結果通知

プロポーザル評価委員会での評価及び選定業者候補が人事委員会事務局指名業者選定等委員会にて承認された後、全ての提案者に結果通知書（第4号様式）を送付するものとする。

(1) 通知日：令和7年5月12日(月)以降

(2) 通知方法等

ア 電子メールにより全ての提案者に通知する。

イ 電話・電子メール等での問合せには一切応じな

いものとする。

ウ 選考の内容についての問合せには一切応じないものとする。

7 契約手続等

結果の通知後、本市と具体的な事業内容を協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を聴取し、委託契約を締結する。なお、受託予定者との協議が不調となった場合は、次点者を随意契約の協議の相手方とする。

(1) 契約保証金は、川崎市契約規則第33条5号に基づき免除とする。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成する。

(5) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

8 その他

参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（第6号様式）を提出すること。

川崎市公告第726号

川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業の事業計画を変更するにあたり、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項により準用する同条第1項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により次の事項を公告します。

なお、当該事業計画のうち、都市計画で定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、令和7年4月17日までに川崎市長に意見書を提出することができます。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 縦覧期間

令和7年3月21日から令和7年4月3日まで

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
（川崎市多摩区登戸1891番地1 第3井出ビル4階）

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

税 公 告

川崎市税公告第30号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送

達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年2月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第31号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年2月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第32号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年2月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第33号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年

法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年2月27日

川崎市長 福田紀彦

年度	税目	期別	この公告により 滞納処分に着手 し得る日	件数・ 備考
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	第2期分	令和7年3月11日	計1件

令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	第3期分	令和7年3月11日	計16件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月 随時分	令和7年3月11日	計1件
令和6年度 (令和2年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	12月 随時分	令和7年3月11日	計1件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分	令和7年3月11日	計1件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	令和7年3月11日	計2件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第3期分	令和7年3月11日	計47件
令和6年度	固定資産税 (償却資産)	第3期分	令和7年3月11日	計1件
令和6年度	市民税 (法人)		令和7年3月11日	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第34号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月7日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第35号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月7日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第36号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第

226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月7日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第37号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第38号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第39号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第40号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和

25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	第4期 分	令和7年3月31日	計15件
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	2月 随時分 以降	令和7年3月31日	計13件
令和6年度	市民税・県民税 (普通徴収)	3月 随時分 以降	令和7年3月31日	計2件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	2月 随時分	令和7年3月31日	計1件
令和6年度 (令和3年度 課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	3月 随時分	令和7年3月31日	計1件
令和6年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第4期 分	令和7年3月31日	計1件
令和6年度 (令和5年度 課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	2月 随時分	令和7年3月31日	計1件
令和6年度 (令和4年度 課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	2月 随時分	令和7年3月31日	計1件
令和6年度 (令和3年度 課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	2月 随時分	令和7年3月31日	計1件
令和6年度 (令和2年度 課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	2月 随時分	令和7年3月31日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第41号

次の市税に係る税額変更(決定)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号) 第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号) 第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
-----	-----	-----	--------------------	---------------

令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (普通徴収)	第4期 分		計1件
令和6年度	市民税・県民税 ・森林環境税 (公的年金からの 特別徴収)			計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第42号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

川崎市税公告第43号

交付要求通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市長 福田 紀 彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月3日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条経営戦略・危機管理室の事務分掌中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 水道料金及び下水道使用料の制度等に関すること。

第2条庶務課の事務分掌第6号中「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同条庶務課の事務分掌中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号を第27号とする。

第2条財務課の事務分掌中第15号を第25号とし、第14号の次に次の10号を加える。

- (15) 工事の請負契約に関すること。
- (16) 委託の契約に関すること。
- (17) 物件（土地及び建物を除く。）の購入、売却及び修繕契約に関すること。
- (18) 物件（土地及び建物を除く。）の賃貸借契約に関すること。
- (19) 工事及び委託（工事に関するものに限る。）の検査に関すること。
- (20) 工食用材料の検査検収に関すること。
- (21) 契約に関する事務の調整に関すること。
- (22) 検査に関する事務の調整に関すること。
- (23) 工事監査に関すること。
- (24) 財務関係業務の課題調整に関すること。

第2条管財課の事務分掌各号を削る。

第2条管財課管財係の事務分掌中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第2条営業課の事務分掌第5号中「給水装置工事費」を削り、同条営業課の事務分掌第7号中「水道料金等オンラインシステム及びこれに関連するシステムの保守管理」を「水道料金及び下水道使用料に係るシステムの企画、調整及び保守管理」に改め、同条営業課の事務分掌中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第2条水道整備課工務係の事務分掌第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事に関すること。

第2条水道整備課工事係の事務分掌第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事に関すること。

第2条第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所工務係の事務分掌第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事に関すること。

第2条第2配水工事事務所及び第3配水工事事務所工事係の事務分掌第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事に関すること。

第2条下水道管路課の事務分掌中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受託による災害トイレの整備に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月3日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程(昭和62年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第35号、第36号及び第45号中「財務課の下水道財務・財務会計システム担当の担当課長」を「財務課の下水道財務・財源担当の担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月4日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1(第3条～第5条関係)

上下水道企業職給料表(1)初任給基準表

試験等		学歴免許等	初任給
試験	川崎市職員(大学卒程度) 採用試験		1級30号給
	川崎市職員(高校卒程度) 採用試験		1級10号給
その他		大学卒	1級30号給
		短大卒	1級18号給
		高校卒	1級10号給

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第3条～第5条関係)

上下水道企業職給料表(2)初任給基準表

職種	採用年齢	初任給
技能職	18歳以上	1級10号給から1級72号給まで
業務職	18歳以上	1級6号給から1級69号給まで

別表第6を次のように改める。

別表第6(第7条関係)

年齢別最低保障額表

採用年齢	金 額
歳	円
18	173,500
19	176,800
20	180,100
21	182,900
22	187,300
23	190,700
24	194,000
25	199,500
26	203,100
27	208,300
28	211,500
29	214,800
30	218,000
31	221,200
32	224,400
33	227,600
34	232,400
35	235,600
36	238,800
37	241,300
38	243,200
39	244,100
40	245,000
41	245,900
42	246,800
43	247,600
44	248,400
45	249,200
46	249,900
47	250,600
48	251,400
49	252,200
50	252,900
51	253,600
52	254,000
53	254,400
54	254,800
55歳以上	255,200

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(初任給に関する在職者調整)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職し、かつ、令和6年8月1日以後に職員となった者(上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の定める職員を除く。)については、その者の施行日における昇給後の号給を、当該号給に3号給の範囲内で管理者の定める号給数を加えて得た号給に調

整することができる。

(年齢別最低保障額に関する在職者調整)

3 施行日前から引き続き在職する職員で、その者を規程第13条第1項第3号の勤務成績が良好である職員とみなした場合の施行日における昇給後の号給(前項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該昇給及び同項の規定による調整後の号給。以下同じ。)の額が、その者の施行日における年齢に対応する改正後の規程別表第6に定める年齢別最低保障額表に掲げる額を下回る者については、その者の施行日における昇給後の号給を、当該号給に管理者の定める号給数を加えて得た号給に調整することができる。

(雑則)

4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局契約審査委員会規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約審査委員会規程(昭和41年川崎市水道局規程第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「管財課担当課長」を「財務課担当課長」に改め、同条第2項中「管財課担当係長」を「財務課担当係長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局請負工事検査規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局請負工事検査規程(昭和47年川崎市水道局規程第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「管財課担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局工事用材料検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局工事用材料検査規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局工事用材料検査規程(昭和56年川崎市水道局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「管財課担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局委託業務検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局委託業務検査規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局委託業務検査規程(平成18年川崎市水道局規程第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「管財課担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局軽易工事執行の特例を定める規程(平成22年川崎市水道局規程第55号)の一部を次のように改正する。

第8条中「管財課担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局物品受入検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月12日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

川崎市上下水道局物品受入検査規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局物品受入検査規程(令和5年川崎市

上下水道局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第12条中「管財課長」を「財務課の下水道財務・財源担当の担当課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市排水設備指定工事店の指定の取消し
について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第11条第2項の規定に基づき、次のとおり川崎市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第12条第2号の規定により告示します。

令和7年3月10日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

1 指定を取り消した期日

令和7年3月10日から

2 指定を取り消した工事店

指 定 番 号 907

商号又は名称 池谷ホーム株式会社

営業所所在地 横浜市鶴見区岸谷四丁目3番17号

代 表 者 氏 名 池谷 浩之

指定有効期間 令和5年8月1日 から

令和10年7月31日 まで

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第21号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月4日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	上作延5丁目200mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：高津区下作延4-28-59先 至：高津区下作延3-10-1先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から320日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和7・8年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が60点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)	

参 加 資 格	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和7年3月31日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第22号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月11日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	令和7年度 川崎・幸区 給水管維持工事（単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (エ) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格

(カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。

イ 特定JVの代表者に必要な条件

(7) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。

(イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

また、本工事の請負金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。

(ウ) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

本工事の請負金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。

なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。

詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（「水道施設」の総合評定値の記載があるもの）を有していること。

ウ 特定JVの構成員2に必要な条件

(7) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。

(イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。

(ウ) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。

詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

(エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（「管」の総合評定値の記載があるもの）を有していること。

(オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事業登録を行っていること。

(2) 単体企業の資格条件

ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。

イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。

ウ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。なお、(1)イ(ウ)の技術者との兼任を可とします。

※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。

情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。

詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。

エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（「管」の総合評定値の記載があるもの）を有し

参 加 資 格	ていること。 オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和7年4月3日(必着) 財政局資産管理部契約課土木契約係
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	令和7年度 中原・高津・宮前区 給水管維持工事(単価契約)
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下「特定JV」という。)又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (エ) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 イ 特定JVの代表者に必要な条件 (ア) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (ウ) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなり	

参 加 資 格	ません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。 (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(「水道施設」の総合評定値の記載があるもの)を有していること。 ウ 特定JVの構成員2に必要な条件 (7) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。 (イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (ウ) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。 (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(「管」の総合評定値の記載があるもの)を有していること。 (オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。 (2) 単体企業の資格条件 ア 「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。 イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。なお、(1)イ(ウ)の技術者との兼任を可とします。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。 エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(「管」の総合評定値の記載があるもの)を有していること。 オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和7年4月3日(必着) 財政局資産管理部契約課土木契約係
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

そ の 他 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	令和7年度 多摩・麻生区 給水管維持工事(単価契約)
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下「特定JV」という。)又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (エ) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (カ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 イ 特定JVの代表者に必要な条件 (ア) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (イ) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (ウ) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満(建築一式工事については2億円未満)の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。 (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(「水道施設」の総合評定値の記載があるもの)を有していること。	

参 加 資 格	ウ 特定ＪＶの構成員２に必要な条件 (7) 令和７・８年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」で登録されていること。 (4) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が１億円未満（建築一式工事については２億円未満）の工事については２現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。 (エ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（「管」の総合評定値の記載があるもの）を有していること。 (オ) 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。 (2) 単体企業の資格条件 ア 「(1)特定ＪＶの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定ＪＶの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。 イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。なお、(1)イ(9)の技術者との兼任を可とします。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が１億円未満（建築一式工事については２億円未満）の工事については２現場までの兼務を可とします。 詳細は、「一般競争入札のお知らせ」を御覧ください。 エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書（「管」の総合評定値の記載があるもの）を有していること。 オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者登録を行っていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577川崎市川崎区宮本町１番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	令和7年4月3日（必着）財政局資産管理部契約課土木契約係
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

（案件4）

競争入札に付する事項	件 名	田町地区下水枝線第5号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区田町2丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から205日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和7・8年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負代金が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。 また、本工事の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼務を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができる場合には、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場までの兼務を可とします。 詳細は、「入札契約に関する共通事項」を御覧ください。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和7年4月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。 (2) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第1号

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月28日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦 紀

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

関する規程(昭和32年交通部規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考中「自動車運転手、自動車修理員」を「技能職員」に、「誘導員」を「業務職員」に改める。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第38号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月4日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市交通局バス折返し所トイレ清掃業務

(2) 履行場所

交通局が指定する場所

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和7・8年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「建物清掃等」、種目「建築物清掃」、地域区分「市内」、企業規模「中小」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和7年3月4日から令和7年3月10日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和7年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和7年3月11日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部管理課管理担当 星子

電話 044-200-3235

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和7年3月18日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和7年3月18日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提 出 先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月21日 午前11時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行ったものを落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。ただし、令和7年第1回川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決を条件とします。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第39号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

ターボチャージャー修理(単価契約)

(2) 履行場所

川崎市交通局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 調達案件の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和7・8年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」のランク「A」又は「B」、種目「自動車修理」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該作業を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 野川

電話 044-200-3228

※ 一般競争入札参加資格確認申請書は、市バスホームページ内「入札情報」からもダウンロードできます。

(2) 配布・提出期間

令和7年3月11日から令和7年3月13日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。

入札説明書は、3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。また、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードもできます。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者にはその結果を令和7年3月18日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 担当 白石

電話 044-200-3241

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

品目ごとに単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札書には、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

入札に当たっては、入札書及び明細書を提出してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

- (ア) 提出期限 令和7年3月24日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

- (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達時から令和7年3月24日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和7年3月26日 午前9時20分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。契約保証金の算定の基礎となる契約金額は、契約単価に概算発注予定数量等を乗じて得た金額に消費税相当額及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第14号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月6日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

イ 本書において「名簿」とは、「令和7・8年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。

ウ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

エ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

オ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分)。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札

情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 前払金の適用はありません。

ウ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

ア この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

イ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達の予算の議決(令和7年3月頃)を要します。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	川崎病院古紙(段ボール・新聞紙等)リサイクル収集運搬業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1(川崎市立川崎病院)
	履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業 種 「廃棄物関連業務」 種 目 「一般廃棄物収集運搬業」
	地域区分	「市内」
	そ の 他	「一般廃棄物収集運搬業」の許可を自社で有すること (許可証明書の写しを参加申込時に提出すること)
競争参加の申込	令和7年3月6日から令和7年3月13日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和7年3月6日から令和7年3月13日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和7年3月18日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和7年3月21日 午後2時00分(案件1と案件2は合併入札)
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
そ の 他	入札時に入札書へ【入札用内訳書】を添付の上、併せてご提出ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院古紙(段ボール・新聞紙等)リサイクル収集運搬業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業 種 「廃棄物関連業務」 種 目 「一般廃棄物収集運搬業」
	地域区分	「市内」
	そ の 他	「一般廃棄物収集運搬業」の許可を自社で有すること (許可証明書の写しを参加申込時に提出すること)
競争参加の申込	令和7年3月6日から令和7年3月13日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和7年3月6日から令和7年3月13日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和7年3月18日までに送付します。	
入札及び開札	日 時	令和7年3月21日 午後2時00分(案件1と案件2は合併入札)
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
そ の 他	入札時に入札書へ【入札用内訳書】を添付の上、併せてご提出ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院安全キャビネット点検業務委託
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1(川崎市立井田病院)
	履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業 種 「医療関連業務」 種 目 「医療機器維持管理」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和7年3月6日から令和7年3月13日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和7年3月6日から令和7年3月13日まで受け付けます。	
競争参加資格 確 認 通 知	令和7年3月18日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和7年3月21日 午後2時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第15号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年3月10日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044 - 200 - 3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい
います。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下
「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並
びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類
は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、イン
ターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲
覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.hospital.city.kawasaki.jp/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められてい
る場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、
閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午
後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け
付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15

分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和7・8年度川
崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名
簿」をいいます。

ウ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競
争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要
があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間
中でないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す
ること。

エ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者に
は、別途お知らせします。

オ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参
加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定め
られた期間に質問書（様式は病院局入札情報のペー
ジで取得できます。）により受け付けます（土曜日、
日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及
び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻
 答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札
 情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、
 この入札の参加資格を満たしていない者からの質問
 に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙
 の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加
 資格確認通知を受けた者又はその代理人としま
 す。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する
 権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受け
 た旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契
 約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格
 の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入
 札を行った入札者を落札者とします。ただし、著
 しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、
 最低制限価格が設定されている案件については、

その価格に満たない価格で入札した者の入札は無
 効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定
 価格を上回り、落札者を決定できないときは、再
 度入札を行います。ただし、その前回の入札が参
 加者心得の規定により無効とされた者及び開札に
 立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これ
 を無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締
 結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとしま
 す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合
 は免除します。

イ 前払金の適用はありません。

ウ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

ア この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、
 契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

イ 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会にお
 ける、本調達の予算の議決(令和7年3月頃)を
 要します。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	鹿島田看護職員宿舎で使用する電気の調達
	履行場所	川崎市幸区鹿島田1-21-14(鹿島田看護職員宿舎)
	履行期間	令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種「その他の物品販売」 種 目「電気供給」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	(1) 履行場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。 (2) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、得点が50点以上であること。
競争参加の申込	令和7年3月10日から令和7年3月21日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和7年3月10日から令和7年3月21日まで受け付けます。	
競 争 参 加 資 格 確 認 通 知	令和7年3月27日までに送付します。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和7年4月11日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
入 札 方 法	入札金額は予定使用電力量に対する総価(消費税及び地方消費税を含まない)で行います。ただし、契約は単価によるものとします。	
予 定 価 格	公表しません。	

最低制限価格	設定しません。
その他	仕様書に記載されている予定数量は、発注が予想される見込数量であり、発注を約束するものではありません。

川崎市人権オンブズパーソン告示

川崎市人権オンブズパーソン告示第3号

川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第1項の規定に基づき、川崎市教育委員会教育長に対し「体罰及び不適切な指導について」の勧告を令和7年3月12日に行いましたので、川崎市人権オンブズパーソン条例第19条第7項の規定により、その内容を次のとおり公表します。

令和7年3月13日

川崎市人権オンブズパーソン
飛 田 桂

(内容省略)

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第3号

川崎市教育委員会会議(定例会)を次のとおり招集します。

令和7年3月7日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

- 日 時 令和7年3月14日(金) 14時00分から
- 場 所 川崎市役所本庁舎 2階 203・204会議室
- 請願審議
請願第5号 部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願について
- 議 事
議案第36号 教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案第37号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について
議案第38号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について
議案第39号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について
議案第40号 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
議案第41号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について
議案第42号 人事について

議案第43号 人事について

5 その他報告等

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和7年3月4日

川崎市選挙管理委員会
委員長 廣 田 健 一

- 地方自治法第74条第1項(条例の制定又は改廃の請求)及び同法第75条第1項(市の事務の監査の請求)並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項(合併協議会設置の請求)及び同法第5条第1項(同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,438人

- 地方自治法第76条第1項(議会の解散の請求)、同法第81条第1項(市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項(教育委員会の委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

258,987人

- 地方自治法第80条第1項(議会の議員の解職の請求)及び同法第86条第1項(区選挙管理委員の解職の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区 62,830人

幸 区	47,379人
中原区	73,244人
高津区	64,522人
宮前区	64,501人
多摩区	61,932人
麻生区	49,560人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項(合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)及び同法第5条第15項(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

211,983人

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第3号

第21回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和7年3月6日

川崎市農業委員会
会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和7年3月11日(火) 午後2時00分～

2 場 所

J Aセレサ梶ヶ谷ビル3階会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について
- (4) 議案第4号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (5) 議案第5号 相続税の納税猶予特例農地利用状況確認(免除)について
- (6) 議案第6号 特定農地貸付規程の承認について
- (7) 議案第7号 特定農地貸付規程の変更の承認について
- (8) 議案第8号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について
- (9) 議案第9号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更の決定について
- (10) 議案第10号 令和8年度税制改正要望(案)について

- (11) 議案第11号 川崎市農業委員会規程の一部改正について
- (12) 議案第12号 川崎市情報公開条例施行規則の一部改正について
- (13) 議案第13号 川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正について
- (14) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (15) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (16) 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の合意解約について
- (17) 報告第4号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (18) 報告第5号 引き続き認定都市農地貸付けを行っている旨の証明について
- (19) 報告第6号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
- (20) 報告第7号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (21) 報告第8号 特定農地貸付けにおける軽微な変更について
- (22) 報告第9号 令和8年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見(素案)について
- (23) 報告第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(素案)について
- (24) その他

農 業 委 員 会 訓 令

川崎市農業委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月14日

川崎市農業委員会会長 小 川 耕 平

農委訓令第1号

川崎市農業委員会規程の一部を改正する規程

川崎市農業委員会規程(平成2年農委訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(公示)

第6条 委員会の公示は、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員会が必要と認めるときは、本市掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年川崎市条例第59号）附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

川崎市農業委員会会長 小 川 耕 平
農委訓令第2号

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成17年農委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「川崎市農業委員会」の次に「（以下「委員会」という。）」を加える。

第5条中「開示請求の全部を拒否することと決定したとき」の次に「は」を加える。

第8条第2項中「川崎市農業委員会」を「委員会」に改める。

第9条中「市長」を「委員会」に改める。

第11条及び第12条中「川崎市農業委員会」を「委員会」に改める。

第3号様式の注中「川崎市長」を「川崎市農業委員会」に改める。

第4号様式の注及び第5号様式の注を次のように改める。

注 ※印欄は、開示請求に係る公文書の一部の開示を拒否する理由がなくなる時期をあらかじめ明示することができますときに記入してあります。

開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市農業委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市農業委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

第9号様式の備考を次のように改める。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市農業委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市

農業委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

川崎市農業委員会会長 小 川 耕 平
農委訓令第3号

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年農委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2号様式、第3号様式、第10号様式、第13号様式、第14号様式、第20号様式及び第21号様式注釈中「川崎市長」を「川崎市農業委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

職員共済組合規程

川崎市共済規程第1号

川崎市職員共済組合事務局管理規程の一部を改正する規程をここに公告する。

令和7年3月12日

川崎市職員共済組合

理事長 加 藤 順 一

川崎市職員共済組合事務局管理規程（昭和41年10月1日共済規程第3号）の一部を次のように改正する。

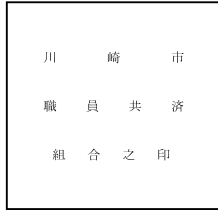
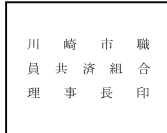
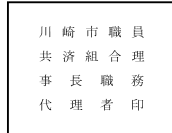
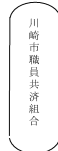
第6条の保険係の(7)の「組合員証等」を「資格確認書等」に改める。

第18条1項3号の「異議申立て」を「不服申立て」に改める。

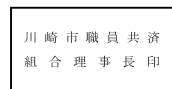
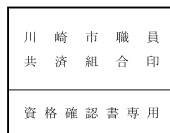
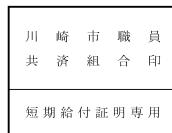
別表第2（第11条関係）を次のように改める。

別表第2

一般公印

書体てん書
方36ミリメートル書体てん書
方21ミリメートル書体てん書
方21ミリメートル書体てん書
径20ミリメートル書体てん書
径15ミリメートル書体てん書
方21ミリメートル書体てん書
縦35ミリメートル
横15ミリメートル
角なし

専用公印

書体てん書
横15ミリメートル
縦8ミリメートル資格確認書専用
書体てん書
方10.5ミリメートル短期給付証明専用
書体てん書
方21ミリメートル

様式目次

様式	帳票名	関係条文
様式第1号	公印使用簿	第12条第2号
〃第2号	証明りん議簿	〃
〃〃	〃	第17条第2項
〃第3号	公印台帳	第14条
〃第4号	公告式番号簿	第17条第1項
〃第5号	受付印	第18条第1号
〃第6号	文書処理簿	〃
〃第7号	回議書	第20条第1号
〃第8号	電話来訪応接書	第21条
〃第9号	文書使送簿	第22条第2号
〃第10号	保存文書索引目次	第25条第4号
〃第11号	保存文書台帳	第27条
〃第12号	事務引継書	第31条

(様式省略)

別表第3(第7条関係)の1一般事項の(18)の「組合員証等」を「資格確認書等」に改める。

附 則(令和7年3月12日共済規程第1号)

この規程は、公告日から施行する。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第21号

国民健康保険料及び介護保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条及び介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月4日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第22号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成

9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙参照)

川崎市川崎区公告第23号

介護保険料に係る過誤納金還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第24号

介護保険料に係る過誤納金充当通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護

保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第25号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第26号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市川崎区長 中山 健 一

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第10号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月3日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第11号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	介護 保険料	普徴 第5期分 以降	令和7年3月31日	計1件 (1名)
令和6年度	介護 保険料	特徴 第4期分 以降		計2件 (2名)
令和6年度	介護 保険料	普徴 第8期分 以降		計1件 (1名)

(別紙省略)

川崎市幸区公告第12号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第13号

国民健康保険給付費返還請求通知書兼納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第231条の3第4項で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第14号

国民健康保険料に係る過誤納金還付(充当)通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

中 原 区 公 告**川崎市中原区公告第8号**

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

(別紙省略)

川崎市中原区公告第9号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第22号**

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和7年3月12日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第23号

次の介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	介護 保険料	第5期 以降		計1件
令和6年度	介護 保険料	第6期 以降		計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第24号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘
(別紙省略)

川崎市高津区公告第25号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条及び地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月14日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘
(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第11号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市宮前区長 齋 藤 正 孝
(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第7号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市多摩区長 佐 藤 直 樹
(別紙省略)

川崎市多摩区公告第8号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年3月13日

川崎市多摩区長 佐 藤 直 樹

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第7期 以降	令和7年3月31日 (第7・8期分)	1件

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第12号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和7年3月12日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第13号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和7年3月12日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、川

崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを
知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請
求についての裁決があったことを知った日）の翌日から
起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長
が被告の代表者となります。）提起することができます。
（別紙省略）

川崎市麻生区公告第14号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業
所が不明のため送達することができないので、国民健康
保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ
り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和7年3月13日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第15号

国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送
達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業
所が不明のため送達することができないので、国民健康
保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によ
り公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和7年3月13日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第16号

介護保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達す
べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が
不明のため送達することができないので、介護保険法
（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税
法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告
します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和7年3月13日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第17号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記
載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務
所及び事業所が不明のため送達することができないの
で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第
80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226
号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和7年3月13日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

（別紙省略）

川崎市麻生区公告第18号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記
載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務
所及び事業所が不明のため送達することができないの
で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第
80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226
号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和7年3月13日

川崎市麻生区長 山 本 奈保美

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和6年度	後期高齢者 医療保険料	第1期 以降		計1件

（別紙省略）

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号

川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川
崎区選挙管理委員会告示第2号）の一部を改正する規程
を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市川崎区選挙管理委員会
委員長 中 村 勇 一

川崎市川崎区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市川崎区選挙管理委員会規程（昭和47年川崎市川
崎区選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改
正する。

第25条を次のように改める。

（告示の方法）

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報
（以下「公報」という。）に登載してこれを行う。ただ

し、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

幸区選挙管理委員会告示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号

川崎市幸区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 海老塚 美 子

川崎市幸区選挙管理委員会規程の一部を改

正する規程

川崎市幸区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号

川崎市中原区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 鈴 木 純 一

川崎市中原区選挙管理委員会規程の一部を

改正する規程

川崎市中原区選挙管理委員会規程(昭和47年川崎市中原区選挙管理委員会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第2号

川崎市高津区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大 滝 幸 三

川崎市高津区選挙管理委員会規程の一部を

改正する規程

川崎市高津区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第2号

川崎市宮前区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 藤 井 章 司

川崎市宮前区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市宮前区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市宮前区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

多摩区選挙管理委員会告示**川崎市多摩区選挙管理委員会告示第2号**

川崎市多摩区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 上 原 宏 也

川崎市多摩区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市多摩区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

麻生区選挙管理委員会告示**川崎市麻生区選挙管理委員会告示第2号**

川崎市麻生区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定します。

令和7年3月3日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 岡 島 義 一

川崎市麻生区選挙管理委員会規程の一部を
改正する規程

川崎市麻生区選挙管理委員会規程(昭和57年川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

(告示の方法)

第25条 告示その他公表を要するものは、川崎市公報(以下「公報」という。)に登載してこれを行う。ただし、急施を要するとき、災害その他特別の事由により公報に登載することができないとき、その他委員長が必要と認めるときは、区の掲示場に掲示してこれを行うことができる。

附 則

この規程は、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(令和6年川崎市条例第59号)附則ただし書に掲げる規定の施行の日から施行する。

辞**令****令和7年3月1日付人事異動**

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		

市立川崎病院副院長 市立川崎病院呼吸器外科部長兼務 市立川崎病院心臓血管外科部長兼務 市立川崎病院手術部長兼務 市立川崎病院患者総合サポートセンター所長兼務 市立井田病院呼吸器外科兼務 市立川崎病院放射線治療科部長兼務	澤 藤 誠	市立川崎病院副院長 市立川崎病院呼吸器外科部長兼務 市立川崎病院心臓血管外科部長兼務 市立川崎病院手術部長兼務 市立川崎病院患者総合サポートセンター所長兼務 市立井田病院呼吸器外科兼務
市立井田病院放射線診断科部長 市立井田病院手術部兼務 免 市立井田病院放射線治療科部長兼務	山 下 三代子	市立井田病院放射線診断科部長 市立井田病院放射線治療科部長兼務 市立井田病院手術部兼務
市立井田病院放射線治療科部長 市立川崎病院放射線治療科兼務	栗 林 徹	市立川崎病院放射線治療科部長

令和7年3月13日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長 三月十二日付退職 (課長級)	甲 斐 由 一	新任
退職	松 野 高 之	市民文化局市民生活部地域安全推進課担当課長